

第5章 災害応急対策計画

災害に際して、町長がその機能を有効適切に発揮して住民の安全と被災者の保護を図ることを目的として、災害の規模又は程度による段階を想定し、その活動内容を定めておく等災害の拡大を防止するための災害応急対策計画は、本章に定めるところによる。

第1節 動員計画

災害の発生が予想される場合、あるいは災害が発生した場合、災害応急措置を迅速かつ的確に実施するため、災害対策本部の組織体制又は防災が確立できるように、動員の系統及び方法等は、本計画に基づき行うものとする。

1 配備体制

被害の防御及び軽減並びに災害発生後における応急対策の迅速かつ強力な推進を図るため、非常配備の体制をとるものとし、配備の種別、配備内容、配備時期等については、第2章防災組織の第2節「災害対策本部」の配備体制に基づいて行うものとする。

2 動員の伝達系統

動員は、町災害対策本部の配備に基づき、総務対策部長が別紙「動員伝達系統図」により行う。

3 伝達の方法

平常執務時においては庁内放送及び電話で行い、夜間休日においては電話及び伝達員等により行うものとし、その細部にわたる方法（伝達員等）及び順序等は各対策部

長があらかじめ定めておくものとする。

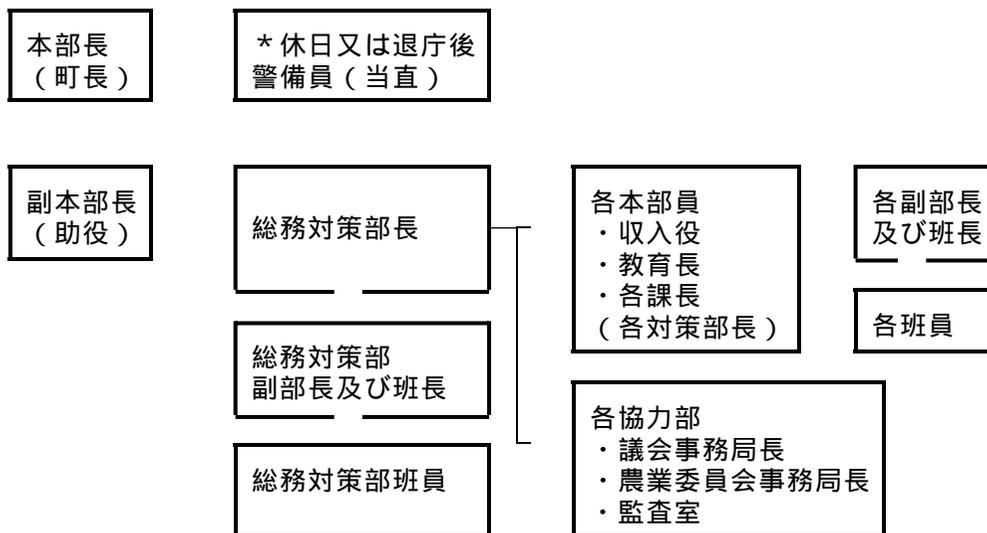
別紙

動員伝達系統図

町災害対策本部が設置された場合の本部各班への伝達

ア 平常勤務時の伝達方法は、庁内放送又は電話等による。

イ 休日又は退庁後の伝達方法は、電話等による。



職員の非常登庁

職員は、勤務時間外、休日等に災害が発生し若しくは発生のおそれがあると判断した場合は、所属の長と連絡をとり、又は自らの判断により登庁するものとする。

4 配備体制確立の報告

各部長は、本部長の指示に基づき職員を配備したときは、直ちに総務対策部長を通じて本部長に報告するものとする。

5 応援要請

各部班の職員が不足する場合は、当該部長は本部長に対し他部班からの応援要請を行うことができる。

6 消防機関に対する伝達

本部が設置された場合、その配備体制についての消防機関への伝達は次により行う。

消防機関への伝達系統



第2節 災害広報計画

災害時における報道機関、関係諸機関及び住民等に対する災害情報の提供並びに広報活動は、本計画の定めるところによる。

1 災害情報等の収集方法

災害現場の取材及び記録写真の収集

一般住民及び報道機関その他関係機関取材による資料の収集

その他災害の状況に応じ職員の派遣による資料の収集

2 災害情報等の発表方法

発表責任者

災害情報等の発表及び広報は本部長(町長)の承認を得て、助役がこれに当たる。

住民に対する広報の方法及び内容

一般住民並びに被災者に対する広報活動は、災害時の状況を見極めながら次の方法により行うものとする。

ア 新聞、ラジオ、テレビ等の利用

イ 広報車、広報紙、チラシの利用

ウ 電話、各方面委員等の利用

住民に対する広報の内容

一般住民等に対する広報活動は、災害時の状況を見極めながら、次の内容について実施する。

ア 災害の状況

イ 家族等の安否の情報

ウ 医療機関等の情報

エ 関係機関の応急対策に関する情報

オ 避難の必要性等、地域に与える影響

カ その他必要な事項

被災者の家族等への内容

被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の内容について、正確に、きめ細かく、適切に提供するものとする。

ア 災害の状況

イ 家族等の安否の情報

ウ 医療機関等の情報

エ 関係機関の応急対策に関する情報

オ その他必要な事項

報道機関に対する情報発表の方法

収集した被害状況、災害情報等は、状況に応じ報道機関に対し、次の事項を発表するものとする。

ア 災害の種別・名称及び発生日時

イ 災害発生の場所

ウ 被害状況

エ 応急対策の状況

オ 住民に対する避難勧告指示の状況

カ 一般住民並びに被災者に対する協力及び注意事項

対策本部職員に対する周知

総務対策部は、災害の状況等の推移を対策本部職員に周知し、各対策部に対し措置すべき事項及び伝達方法を連絡する。

各関係機関に対する周知

総務対策部は、必要に応じて防災関係機関、公共的団体及び重要な施設の管理者等に対して災害情報を提供するものとする。

3 被災者相談所の開設

町長は、必要と認めたときは、役場内に被災者相談所を開設し、被災者の相談に
応ずるものとする。

第3節 避難救出計画

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、住民の生命若しくは身体を保護し、災害の拡大を防止するため、必要と認める地域住民に対し、安全地域への避難のための立ち退きを勧告し、あるいは指示し、若しくは避難所を開設するための計画及び救出し保護することに関する計画は、本計画の定めるところによる。

1 避難計画

避難実施責任者

避難のための立ち退き勧告又は指示を行う責任者は、基本法その他の法律により、次のように定められている。

ア 町長（基本法第60条、水防法第22条）

災害の危険がある場合に、必要と認める地域の居住者・滞在者・その他の者に対し避難のための立ち退きを勧告し、又は立ち退きを指示する。救助法が適用された場合は、知事の委任を受けて、避難所の開設、り災者の収容等を行い、その旨速やかに留萌支庁長に報告する（解除の場合も同様である。）。

イ 警察官又は海上保安官（基本法第61条）（警察官職務執行法第4条）

町長が指示できないと認めるとき、又は町長から要求のあつたときは、避難のための立ち退き先の指示等を行うものとし、その場合直ちに町長に通知するものとする。

ウ 知事又はその命令を受けた職員又は水防管理者（基本法第72条、水防法第22条、地すべり等防止法第25条）

（ア）洪水等による避難の指示

洪水等により著しく危険が切迫していると認められるときに立ち退きを指示する。

（イ）土砂害（土石流、がけ崩れ、地すべり）による避難の指示

地すべりにより危険が切迫していると認められるときに立ち退きを指示する。

(ウ) 高波、高潮、津波による避難の指示

避難の勧告、指示区分の基準

ア 事前避難

(ア) 大雨、暴風、洪水、大雪の警報等が発令され、避難の準備あるいは事前に避難を要すると判断されたとき。

(イ) 河川が警戒水位を突破し、なお水位が上昇するおそれがあるとき。

(ウ) その他諸般の状況から避難の準備をし、又は避難する必要があると認められるとき。

イ 緊急避難

事前避難のいとまがない場合(地震、火災、洪水等による被災の危険が目前に切迫していると判断されるとき。)は、至近の安全場所に緊急に避難させる。

ウ 収容避難

事前避難として利用した避難場所に危険が生じ、他の安全場所に緊急避難させ又は救出者を安全な場所に避難させる場合は、輸送車両等を用意するなどの手段を講じて避難させる。

避難勧告、指示の伝達方法等

ア 道に対する報告

避難の事前準備及び勧告指示を町長が発令したとき、総務担当の対策班は、発令者、発令の理由、避難の対象区域、発令日時、避難先を明らかに記録するとともに、直ちに留萌支庁を經由して道へ報告する。

関係機関への通報

ア 道の出先機関、警察署又は駐在所等へ連絡し協力を得る。

イ 避難場所として利用する学校、会館、公共機関、その他施設の管理者に対し至急連絡し協力を求めておく。

ウ 近隣町村の施設を利用することもあり、また避難の誘導・経路によって協力を求めなければならない場合もあるので、近隣市町村に対して必要な事項を連絡する。

避難勧告、指示事項

避難の勧告、指示の内容として、関係住民に伝達する事項又は避難上の注意事項は、あらかじめ決めておき要を得た事項をわかりやすく行うものとする。伝達事項はおおむね次のとおりとする。

ア 避難先及びその場所名

イ 避難経路（わかりやすく）

ウ 避難指示の理由

エ 注意事項

（ア）避難後の戸締り

（イ）家屋補強、家財道具を高い場所への移動

（ウ）携帯品は限られたものだけとする。

例えば食糧、水筒、タオル、チリ紙、着替え、救急薬品、懐中電灯、携帯ラジオの携行

オ 放送による伝達

（ア）ラジオ、テレビ放送による伝達

N H Kその他民間放送局に対しては、勧告・指示を行つた旨通知し、関係住民に伝達すべき事項を提示して放送するよう協力依頼する。

カ 広報車による伝達

町、消防機関等の広報車を利用し、巡回して伝達する。

避難所

避難場所は別紙のとおりとし、緊急避難のための避難場所と収容避難のための避難所に区分し、災害の種別、規模、避難人口その他の情勢を判断しあらかじめ定められる避難収容施設の中から指定する。

避難誘導

ア 避難誘導者

避難者の誘導は町災害対策本部、消防署、消防団及び警察官が協力して行うものとし、施設等については施設の管理者等が行う。

イ 避難の順位

避難させる場合には、老人、乳幼児、傷病者、心身障害者及び婦女子を優先的に避難させる。

ウ 輸送の方法

車両による集団輸送の必要が認められる場合は、町災害対策本部連絡班、民間等が協力して行うものとする。

避難所連絡員

避難所を開設したときは、直ちに連絡員を派遣して駐在させ、管理にあたらせる。また連絡員は本部との情報連絡を行う。

道（留萌支庁）に対する報告

ア 避難の勧告、指示を町長等が発令したときは、発令者、発令日時・避難の対象区域・避難先を記録するとともに、知事（留萌支庁長）に対し、その旨報告する。

（町長以外の者が発令したときは町長経由）

イ 避難所を開設したときは、知事（留萌支庁長）に次の内容について報告する。

（ア）避難所開設の日時、場所及び施設名

（イ）開設期間の見込み

（ウ）収容状況、収容人員

（エ）炊き出し等の状況

2 関係機関への連絡

町長が避難の勧告又は指示を発令したとき又は警察から勧告、指示を行った旨の通報を受けたとき総務対策部長は、次の要領により必要に応じて関係機関に対して連絡するものとする。

（1）道の出先機関、警察署又は駐在所に連絡して協力を得る。

- (2) 避難場所の責任者に連絡して協力を求める。
- (3) 状況によっては地域住民が避難のため隣接市町村の施設を利用することもあり、避難の誘導、経路等の協力を求める場合があるので、必要に応じて隣接市町村に対して必要事項を連絡する。

3 救出計画

救出実施責任者

町長（救助法の適用を受け、知事の委任を受けた場合を含む。）は、警察官、消防機関等の協力を得て救出を行うが、災害が甚大であり、本部のみで救出の実施が困難の場合は、自衛隊の災害派遣要請計画に定めるところにより、留萌支庁長に自衛隊の派遣要請をするものとする。

救出を必要とする者

災害のために現に生命身体が危険な状態にある者及び生死不明の状態で、おおむね次に該当するときとする。

ア 火災の際、火中に取り残された場合

イ 台風・地震等により倒壊家屋の下敷きになつた場合

ウ 水害の際、家屋とともに流され、又は孤立地点に取り残された場合

エ 山くずれ、地すべり等により生き埋めとなつた場合及び自動車等の大事故が発生した場合

第 5 章 災害応急対策計画

別紙

避難場所

	施 設	敷地面積 (㎡)	収容可能人員	所 在 地	備 考
1	羽幌小学校グラウンド	10,682	5,300	南 5 条 5 丁目 1	
2	南町運動広場	12,000	6,000	南町 1 - 2	
3	レストパークはぼろ	12,000	2,000	南 7 条 3 丁目	
4	羽幌高等学校グラウンド	42,466	21,000	南町 8	
5	羽幌町スポーツ公園	19,000	9,500	栄町251	
6	リバーサイド公園	7,000	3,500	北 5 条1丁目19	
7	羽幌中学校グラウンド	19,093	9,500	北 5 条 3 丁目 2	
8	旧中央小学校校庭	5,152	2,500	字中央619	
9	旧朝日小学校校庭	5,390	2,600	字朝日29	
10	旧光洋小学校校庭	7,372	3,600	字汐見317	
11	旧幌北小学校校庭	4,411	2,200	字上築613- 2	
12	旧曙小学校校庭	4,872	2,400	字曙140- 2	
13	天売弁天展望台	2,000	1,000	大字天売字弁天	愛鳥の碑
14	天売小中学校グラウンド	18,225	9,100	大字天売字和浦121- 3	
15	焼尻小学校グラウンド	5,300	2,600	大字焼尻字豊崎105	
16	焼尻中学校グラウンド	10,000	5,000	大字焼尻字豊崎105	
17	焼尻総合グラウンド	10,150	5,000	大字焼尻字緑ヶ丘 9	

(平成16年12月31日現在)

第 5 章 災害応急対策計画

避難所

避難所	収容可能人員	給食施設の有無	給水の有無	施設の管理者	所在地	電話 運営委員長宅
築港集会所	10	無	有	町内会	港町 1 丁目	2-1477
羽幌保育園	95	有	〃	羽幌町	南 2 条 1 丁目 16	2-1656
幸町コミュニティセンター	30	無	〃	町内会	港町 6 丁目 22	2-2641
幸町南集会所	20	無	〃	〃	幸町 53- 2	2-3304
羽幌町老人憩の家 (四条集会所)	10	無	〃	〃	南 4 条 4 丁目	2-1333
羽幌小学校	1,300	有	〃	学校長	南 5 条 5 丁目 1	2-1040
羽幌町武道館	260	無	〃	教育委員会	南 6 条 4 丁目 5 - 1	2-1981
羽幌町中央公民館	960	有	〃	〃	南 6 条 2 丁目 16- 1	2-1178
南町集会所	25	無	〃	町内会	南町 16-84	2-1351
羽幌高等学校	1,000	有	〃	学校長	南町 8	2-1050
栄町南集会所	25	無	〃	町内会	栄町 175- 1	2-5052
栄町コミュニティセンター	35	無	〃	〃	栄町 101-71	2-1953
北町集会所	35	〃	〃	〃	北町 55-13	2-5025
川北地区青少年育成センター	40	無	〃	〃	北 3 条 4 丁目 1	2-4526
羽幌中学校	1,380	無	〃	学校長	北 5 条 3 丁目 2	2-1055
幸陽館	30	無	〃	町内会	南 4 条 1 丁目	2-1966
羽幌町総合体育館	1,700	無	〃	教育委員会	字朝日 1812 番地	2-6030
寿町集会所	20	無	〃	町内会	寿町 2 - 2	2-1498
寿生活改善センター	45	無	〃	〃	寿町 178- 6	2-3751
中央集会所	50	無	〃	〃	字中央 623	2-4973

(平成16年12月31日現在)

第5章 災害応急対策計画

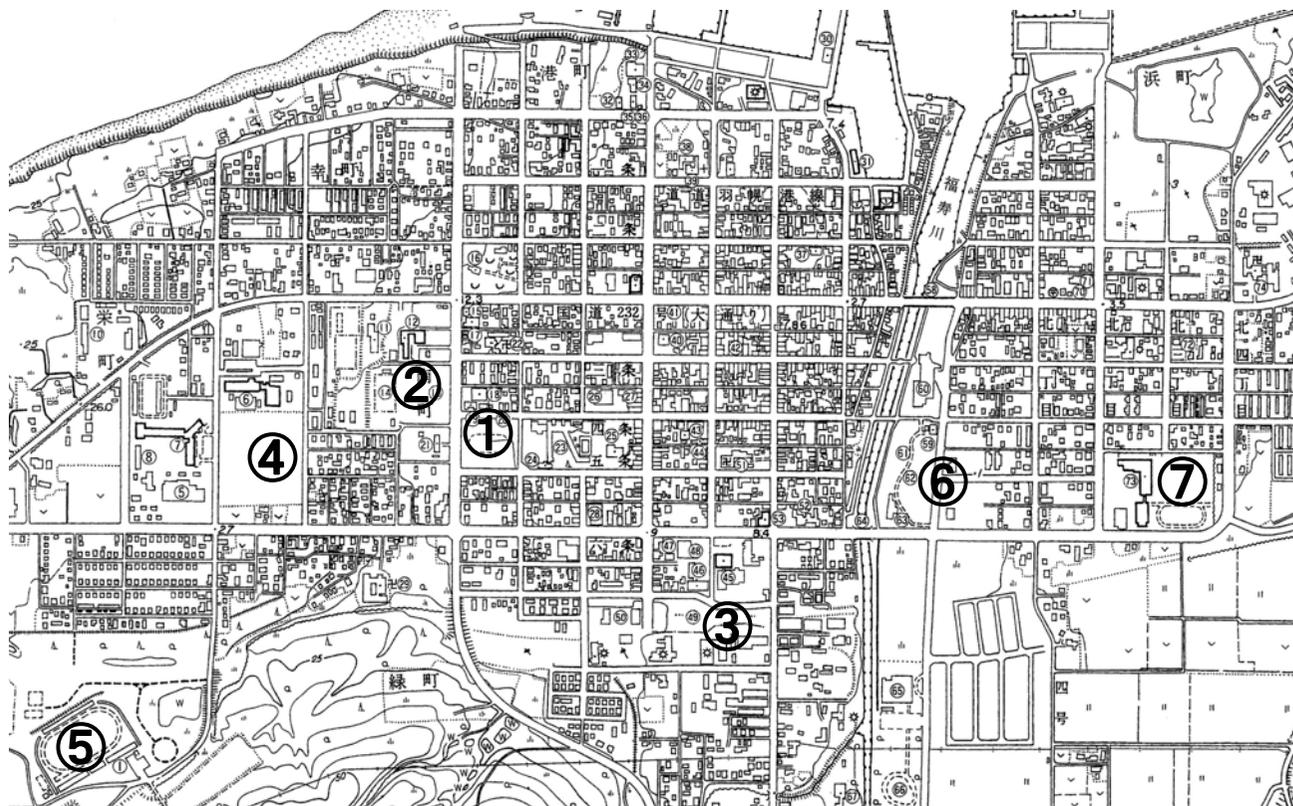
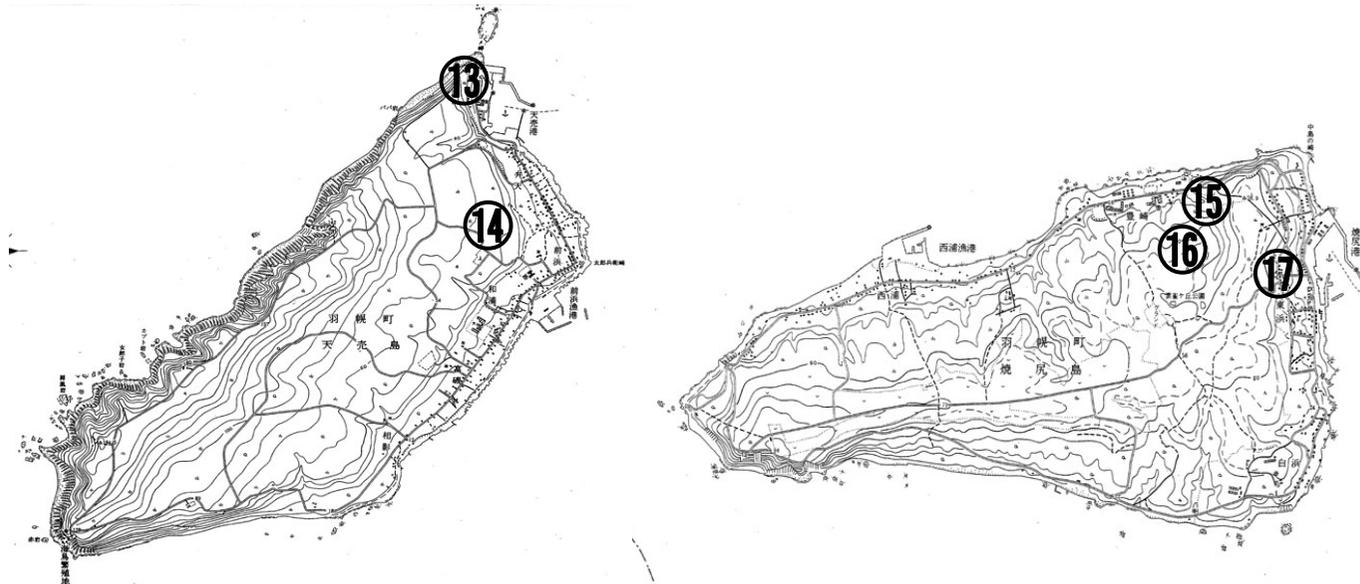
避難所	収容可能人員	給食施設の有無	給水の有無	施設の管理者	所在地	電話 運営委員長宅
平集会所	30	無	有	町内会	字平191	2-4849
上羽幌集会所	20	無	無	〃	字上羽幌150	2-4878
朝日集会所	25	無	有	〃	字朝日393-2	2-1387
高台地区集会所	25	無	〃	〃	字高台400	2-5104
築別集会所	30	無	〃	〃	字築別67-11	2-2388
築別老人寿の家	30	無	〃	〃	字築別416	2-3188
上築西集会所	25	無	井戸	町内会	字上築115-1	2-3323
上築中央集会所	30	無	〃	〃	字上築265	2-4137
上築東集会所	10	無	無	〃	字上築424	2-4009
曙生活館	30	無	有	〃	字曙139	2-1384
雇用促進住宅集会所	30	無	〃	雇用促	栄町雇用促進住宅	2-3751
天売へき地保健福祉館	40	無	〃	羽幌町	天売字弁天53	3-5318
天売総合研修センター	75	有	〃	〃	天売字和浦73	3-5041
天売小中学校	420	無	〃	学校長	天売字和浦121	3-5044
天売ちびっこランド	40	無	〃	団体	天売字和浦33-2	3-5033
焼尻生活館	50	無	〃	町内会	焼尻字東浜56	2-3556
焼尻総合研修センター	150	有	〃	羽幌町	焼尻字東浜260	2-3323

(平成16年12月31日現在)

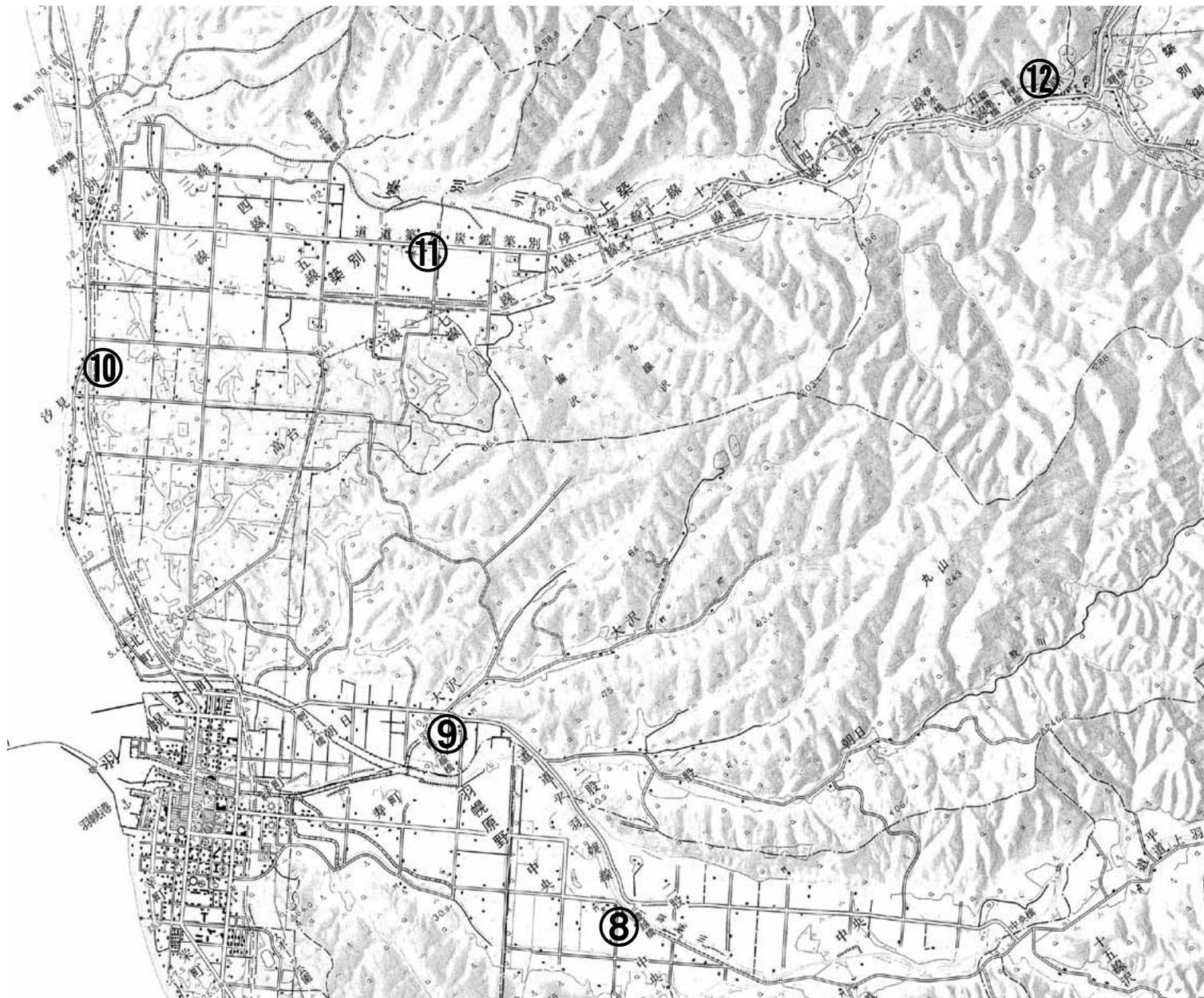
第 5 章 災害応急対策計画

避難所	収容可 能人員	給食施設 の有無	給水の 有無	施設の 管理者	所 在 地	電 話 運営委員長宅
焼尻へき地保健福祉館	40	無	有	羽幌町	焼尻字豊崎144	2-3542
焼尻西浦コミュニティセンター	100	無	〃	町内会	焼尻字西浦146-1	2-3658
焼尻小学校	220	無	〃	学校長	焼尻字豊崎105	2-3242

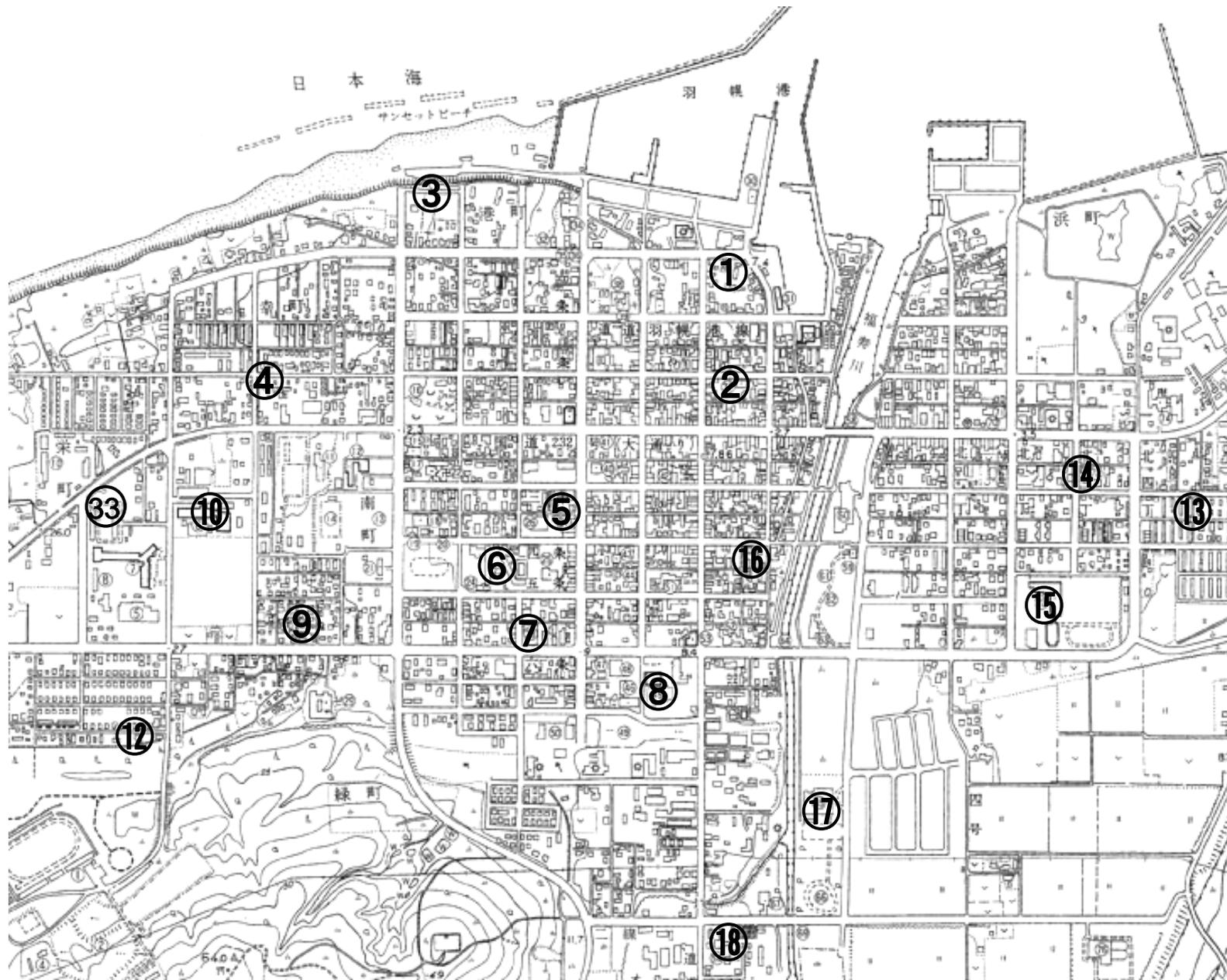
(平成16年12月31日現在)



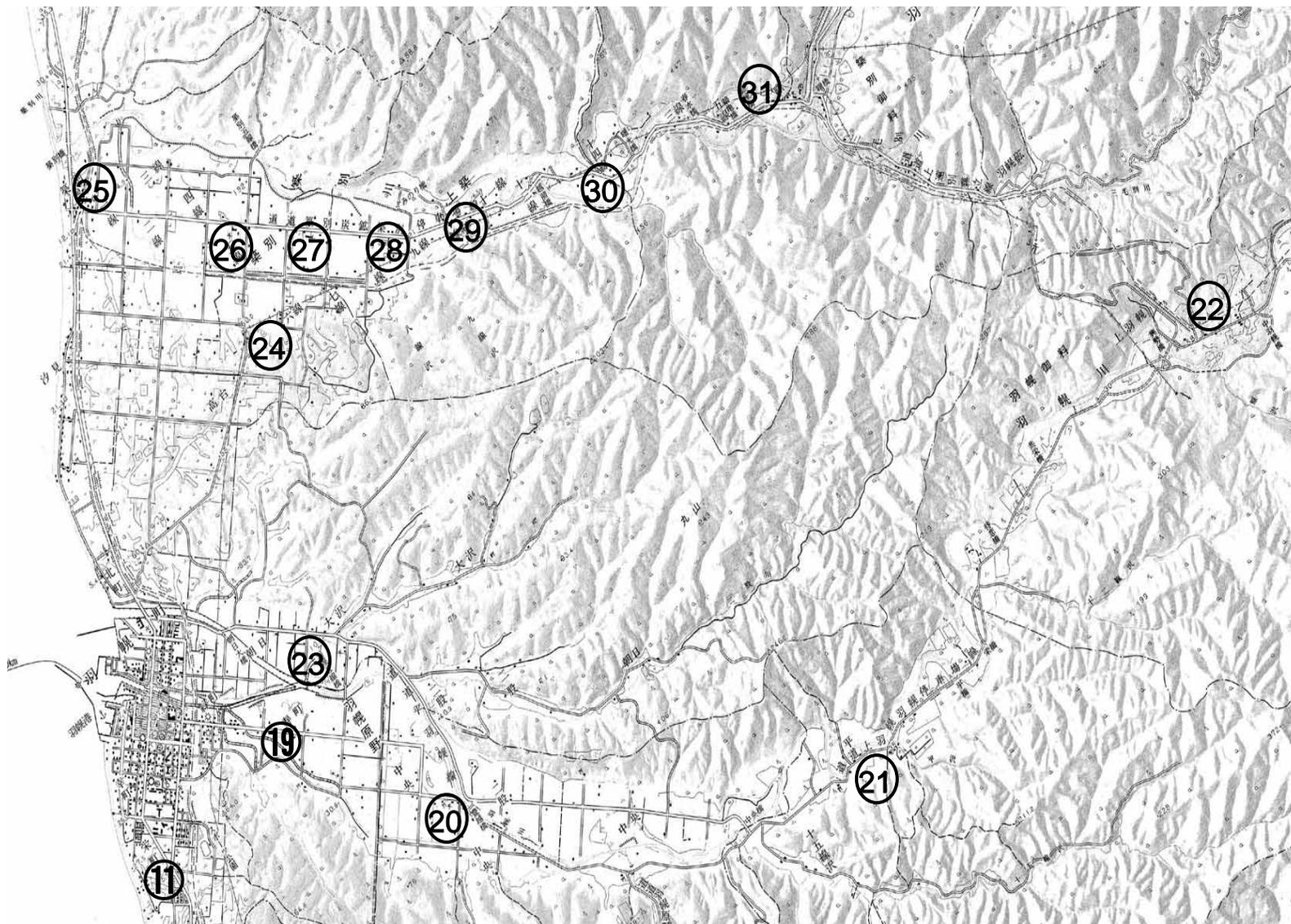
No	施設
1	羽幌小学校グランド
2	南町運動広場
3	レストパークはぼろ
4	羽幌高等学校グランド
5	羽幌町スポーツ公園
6	リバーサイド公園
7	羽幌中学校グランド
13	天売弁天展望台
14	天売小中学校グランド
15	焼尻小学校グランド
16	焼尻中学校グランド
17	焼尻総合グランド



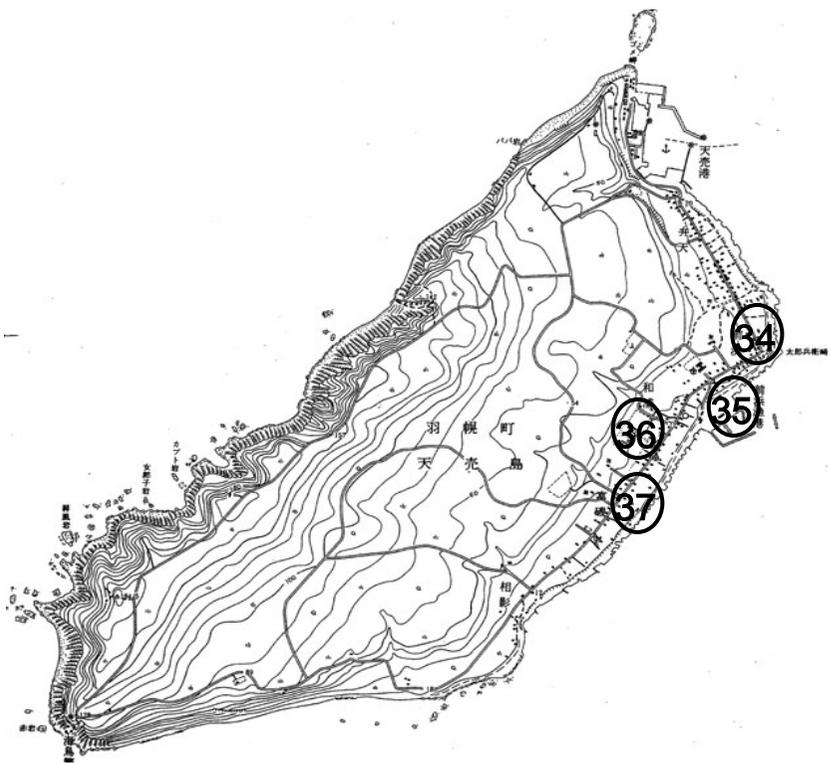
No	施設
8	旧中央小学校校庭
9	旧朝日小学校校庭
10	旧光洋小学校校庭
11	旧幌北小学校校庭
12	旧曙小学校校庭



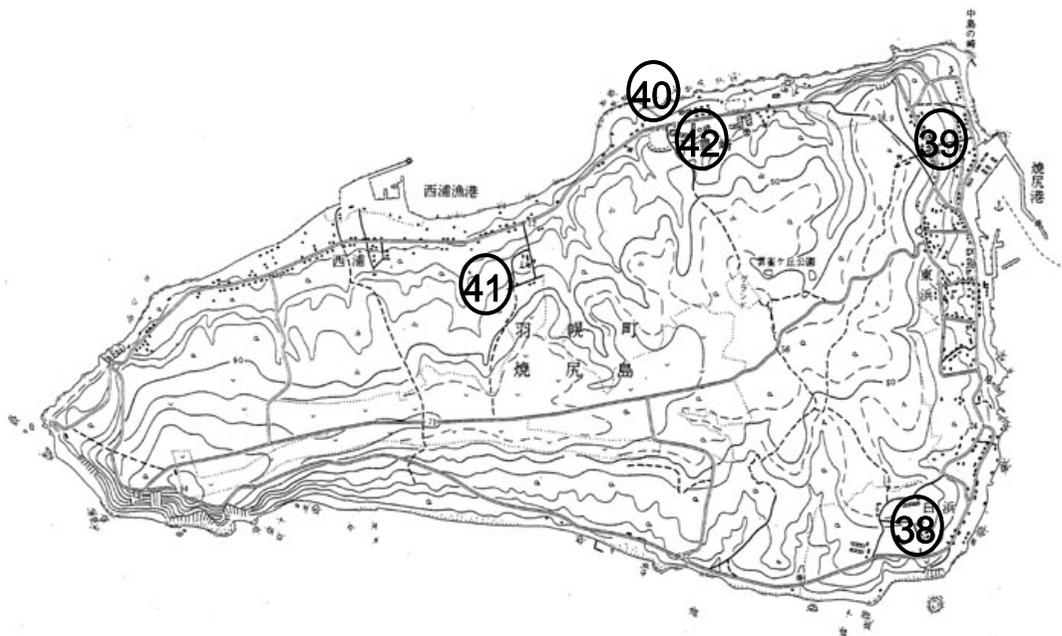
No	施設
1	築港集会所
2	羽幌保育園
3	幸町コミュニティセンター
4	幸町南集会所
5	羽幌町老人憩いの家 四条集会所
6	羽幌小学校
7	羽幌町武道館
8	羽幌町中央公民館
9	南町集会所
10	羽幌高等学校
12	栄町コミュニティセンター
13	北町集会所
14	川北地区青少年育成センター
15	羽幌中学校
16	幸陽館
17	羽幌町総合体育館
18	寿町集会所
33	雇用促進住宅集会所



No	施 設
11	栄町南集会所
19	寿生活改善センター
20	中央集会所
21	平集会所
22	上羽幌集会所
23	朝日集会所
24	高台地区集会所
25	築別集会所
26	築別老人寿の家
27	幌北小学校
28	上築西集会所
29	上築中央集会所
30	上築東集会所
31	曙生活館



34	天売へき地保健福祉館
35	天売総合研修センター
36	天売小中学校
37	天売ちびっこランド
38	焼尻生活館
39	焼尻総合研修センター
40	焼尻へき地保健福祉館
41	焼尻西浦コミュニティセンター
42	焼尻小学校



第4節 災害時要援護者への緊急支援計画

災害時には、高齢者や乳幼児、障害者等の「災害時要援護者」が迅速・的確な避難等の行動が取りにくく、被害を受ける場合が多いことから、安全を確保するため地域住民の支援が必要である。このため、災害弱者に対し緊急連絡体制、避難誘導等必要な支援を適切に行う。

1 要援護者対策

災害発生時には、平常時から福祉サービスの提供を受けているものに加え、災害を契機に新たに要援護者となる者が発生することから、これら要援護者に対し、時間の経過に沿って、各段階におけるニーズに合わせ、的確なサービスの提供等を行っていくことが重要である。このため町は次の点に留意しながら要援護者対策を実施する。

要援護者を発見した場合には、当該要援護者の同意を得て、必要に応じ以下の措置をとる。

ア 地域住民等と協力して避難所へ移送すること。

イ 社会福祉施設等への緊急入所を行うこと。

ウ 居宅における生活が可能な場合にあっては、在宅福祉ニーズの把握を行うこと。

要援護者に対するホームヘルパー、手話通訳者の派遣、補装具の提供等の福祉サービスの提供を遅くとも発災1週間をめぐりに組織的・継続的に開始できるようにするため、発災後2～3日目から、全ての避難所を対象として要援護者の把握調査を開始する。

2 社会福祉施設・災害時要援護者関連施設等に係る対策

入所者・利用者の安全確保

町は、施設機能を低下させない範囲内で援護の必要性の高い被災者を優先的に被災地に隣接する地域の社会福祉施設に措置する。

支援活動

ア ライフラインの復旧について、優先的な対応が行われるように事業者へ通知する。

イ ライフラインの復旧までの間、水、食料等の確保のための措置を講ずる。

ウ ボランティアへの情報提供などを含めマンパワーを確保する。

【社会福祉施設・災害時要援護者関連施設等の管理者】

各社会福祉施設・災害時要援護者関連施設等の管理者は、あらかじめ定めた避難誘導方法に従い、速やかに入所者・利用者の安全を確保する。

各社会福祉施設・災害時要援護者関連施設等の管理者は、日常生活用品及びマンパワーの不足数について、保健福祉部、市町村に対し、他の施設からの応援のあっせんを要請する。

各社会福祉施設・災害時要援護者関連施設等の管理者は、それぞれの施設で保有している資機材を相互に活用することにより、被災地の支援を行う。

3 高齢者及び障害者に係る対策

町は、避難所や在宅の一般の要援護者対策に加え、次の点に留意しながら高齢者及び障害者に係る対策を実施する。

被災した高齢者及び障害者の迅速な把握を行う。

掲示板、広報紙、パソコン、ファクシミリ等を活用し、また、報道機関の協力のもとに、新聞、ラジオ、文字放送、手話つきテレビ放送等を利用することにより、被災した高齢者及び障害者に対して、生活必需品や利用可能な施設及びサービスに関する情報等の提供を行う。

避難所等において、被災した高齢者及び障害者の生活に必要な車いす、障害者用

携帯便器、おむつ等の物資やガイドヘルパー、手話通訳者等のニーズを把握する相談体制を設けるとともに、それらの物資の調達及び人材の派遣を迅速に行う。

避難所や在宅の高齢者及び障害者に対しニーズ調査を行い、ホームヘルパーの派遣や施設への緊急入所等必要な措置を講ずる。

4 児童に係る対策

要保護児童の把握等

町は次の方法等により、被災による孤児、遺児等の要保護児童の発見、把握及び救援を行う。

ア 避難所の責任者等を通じ、避難所における児童福祉施設からの避難児童、保護者疾患等により発生する要保護児童の実態を把握し、町に対し、通報がなされる措置を講ずる。

イ 住民基本台帳による犠牲者の承認、災害による死亡者に係る義援金の受給者名簿及び住民からの通報等を活用し、孤児、遺児を速やかに発見するとともに、その実態把握を行う。

ウ 町は、避難児童及び孤児、遺児等の要保護児童の実態を把握し、その情報を親族等に提供すること。

児童の保護等のための情報伝達

町は、被災者に対し、掲示板、広報紙等の活用、報道機関の協力、パソコンネットワーク・サービスの活用により、要保護児童を発見した際の保護及び児童相談所等に対する通報への協力を呼びかけるとともに、利用可能な児童福祉サービスの状況、児童福祉施設の被災状況及び復旧状況等についての確な情報提供を行う。

【道】

孤児、遺児等を保護を必要とする児童を把握した場合には、親族による受入れの可能性を探るとともに、養護施設への受入や里親への委託等の保護を行うことにして

いる。

孤児、遺児については、母子福祉資金の貸付け、社会保険事務所における遺族年金の早期支給手続を行うなど、社会生活を営む上での経済的支援を行うことにしている。

被災児童の精神的不安定に対応するため、メンタルヘルスケアを実施することになっている。

5 観光客及び外国人に係る対策

観光客の安全確保

旅館・ホテル等の観光施設管理者は、災害時には的確に観光客の避難誘導を行い、安全確保に努める。

また、町（消防機関を含む）は、道路損壊等により孤立した観光客等の救出、移送活動について、関係機関と連携を図り迅速かつ的確に行う。

外国人への情報提供

ライフラインなどの復旧状況、避難所、医療、ごみや浴場等生活や災害に関連する情報を広報紙やパンフレット等に他国語で掲載し、外国人への情報提供を行う。

災害弱者の様態・ニーズに配慮した応急対策一覧

配慮すべき項目	実施機関	対象者
【避難収容等】 災害時要援護者の状況把握 ・安否確認、保健福祉サービスの要否等	町	全災害時要援護者
災害情報及び避難勧告、指示の周知 ・災害時要援護者の様態に配慮した方法による確実な伝達	町、関係機関	全災害時要援護者
避難誘導 ・傷病者、高齢者、障害者、児童等の優先的避難誘導 ・必要に応じて傷病者、高齢者、障害者、児童等を車両により移送	町、関係機関	全災害時要援護者

第 5 章 災害応急対策計画

第 5 節 食糧供給計画

災害時における被災者及び災害応急対策に従事している者に対する主要食糧及び副食調味料の供給は、本計画の定めるところによる。

1 主要食糧供給計画

実施責任者

供給の責任者は、本部長（町長）であるが、救助法が適用された場合は、知事の委任を受けて町長が実施する。

主要食糧の確保は商工観光対策部商工観光班があたる。

供給の対象

ア 被災者に対し、炊き出しによる給食を行う必要がある場合

イ 被災者により供給機関が通常の供給を行うことができないため、その機関を通じないで供給を行う必要がある場合

ウ 災害地における救助作業、急迫した災害の防止及び緊急復旧作業に従事する者に対して供給を行う必要がある場合

供給の方法及び手続等

ア 町長は、災害が発生した場合又はそのおそれがある場合で、炊き出し等の給食に必要な応急用米穀等を現地で確保できないときは、その確保について留萌支庁長を通じて知事に要請するものとする。

配給方法、その他手続等については、食糧庁で定める主食用米穀売却要領により行うものとする。

主要食糧の保管状況

（政府保管米は有）

所在場所	調達先	物品名	数量(t)	電話番号
羽幌町南 6 条 2 丁目	オロロン農業協同組合	米	1,083	2 -2141

2 副食調味料供給計画

実施責任者

災害時における炊き出し、給食のための調味料、副食等は、本部長（町長）が調達する。

確保については商工観光対策部商工観光班があたる。

調達方法

副食、調味料等の調達は、町内の小売業者から購入して行うものとする。なお、町内における調達が不可能であり、又は必要数量を満たし得ない場合にあっては、留萌支庁長を經由して知事に対して、その斡旋を要請する。

3 炊き出し計画

実施責任者

炊き出しの給与は本部長（町長）が行うが、その事務は、救護・保健対策部救護施設班があたり、供給の輸送等については、車両等によるものとし、第13節「輸送計画」及び第14節「労務供給計画」により措置する。

炊き出しの対象者

- ア 避難所に収容された者
- イ 住家に被害を受けて炊事のできない者
- ウ 災害応急対策に従事している者

炊き出し施設等の状況

町内における主な炊き出し施設は、本部で炊き出しをする場合は、別表の施設を利用するほか、炊き出し協力団体として第2章第3節に定める住民組織の協力を求める。

業者からの購入

町において直接炊き出しすることが困難な場合で、米飯提供業者に注文することが実情に即すると認められるときは、炊き出しの基準等を明示し、町内の米飯提供業者から購入し提供する。

第5章 災害応急対策計画

4 乳幼児対策

乳幼児に対する食料品は、最寄りの食料品店、農業協同組合、漁業協同組合から調達する。

5 供給の費用及び期間

食糧供給等は、救助法の定めに準じて行うものとする。

別表

炊き出し施設

施設名	所在地	調理能力	電話	備考
羽幌町市街地区 学校給食センター	羽幌町南5条5 丁目1番地	3,000食	01646-2-1667	
羽幌町天売地区 学校給食センター	羽幌町大字天売 字和浦121番地	300食	01648-3-5612	
羽幌町焼尻地区 学校給食センター	羽幌町大字焼尻 字豊崎105番地	300食	01648-2-3695	

第6節 衣料、生活必需品等物資供給計画

災害時における被災者に対する被服その他生活必需品の供給確保については、本計画の定めるところによる。

1 実施責任者

救助法が適用された場合の被災者に対する被服その他生活必需品の給与又は貸与は、町長が知事の委任により実施する。

救助法が適用されない場合における被災者に対する物資の供給は、町長（担当町民対策部福祉班）が行うものとし、町内での物資の調達が困難なときは、近隣市町村の取扱店等又は留萌支庁長を経由して知事に対して、その斡旋及び調達を要請する。

2 実施の方法

町長は、災害により日常生活に必要な衣料、生活必需品等を失ったものに対し、被害状況及び世帯構成人員に応じて、一時的に急場をしのぐ程度の衣料、生活必需品等を給与又は貸与するものとする。

町長が特に必要と認めるときは、被災状況に応じて、次により給与又は貸与を行うものとする。

ア 災害により住家が全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水の被害を受けた者。

イ 災害により被服、寝具その他生活必需物資を亡失し、日常生活を営むことが困難と思われる者。

3 給与又は貸与物資の種類

被災者に給与又は貸与する救援物資の品目は、おおむね次のとおりとする。

ア 寝具

- イ 外衣
- ウ 肌着
- エ 身の回り品
- オ 炊事道具
- カ 食器
- キ 日用品
- ク 光熱材料

4 衣料、生活必需品等の調達先

災害の規模に応じて、町内の各衣料品店及び日用品取扱店を調達先とする。なお、町内での調達が困難な場合は、近隣市町村の取扱店等又は留萌支庁長を經由して知事に依頼し、調達するものとする。

5 給与又は貸与の方法

地区取扱責任者

救援物資の給与又は貸与は、各町内会長等の協力を得て迅速かつ的確に行うものとする。

給与又は貸与台帳の整備

救援物資の給与又は貸与に当たっては、次の簿冊を備え、その経過を明らかにして処理するものとする。

- ア 世帯構成員別被害状況 (様式 1)
- イ 物資購入(配分)計画書 (様式 2)
- ウ 物資受払簿 (様式 3)
- エ 物資給与及び受領簿 (様式 4)

6 費用及び期間

救助法の定めに基づき行うものとする。

第 5 章 災害応急対策計画

様式 1

世帯構成員別被害状況

年 月 日

世帯構成員別 被害別	1 人世帯	2 人世帯	3 人世帯	4 人世帯	5 人世帯	6 人世帯	7 人世帯	8 人世帯	9 人世帯	10 人世帯	計	小学校	中学校
	全 壊 (焼)												
流 失													
半 壊 (焼)													
床上 (下) 浸水													

様式 2

物資購入 (配分) 計画表

品 名	単価	世帯	人世帯				人世帯				計			
			円				円							
		区分	数 量	世 帯 数	所 要 数	金 額	数 量	世 帯 数	所 要 数	金 額	数 量	世 帯 数	所 要 数	金 額
計														

第 5 章 災害応急対策計画

様式 3

物資受払簿

品名		単位呼称	枚				羽幌町
年 月 日		摘 要	受	払	残	摘 要	
~~~~~		~~~~~	~~~~~	~~~~~	~~~~~	~~~~~	
~~~~~		~~~~~	~~~~~	~~~~~	~~~~~	~~~~~	

- (注) 1 「摘要」欄は購入先、受入先及び払出し先を記入すること。
 2 「最終行」欄は道からの受入分及び町調達分別に受・払・残の計及び金額を明らかにしておくこと。

様式 4

物資給与及び受領簿

羽幌町

住家被害程度 区 分		給与の基礎となつた 世帯構成員数	
---------------	--	---------------------	--

災害救助用物資として、下記のとおり受領しました。
 年 月 日

住 所
世帯主 氏 名 印

給与年月日	品 名	数量	備 考	給与年月日	品 名	数量	備 考
~~~~~							

- (注) 被災者の受領年月日は、その世帯に対し最後に給与された物資の受領年月日とすること。

---

第7節 給水計画

災害により給水施設が被災し、飲料水の供給が困難となった場合、住民に最小限度の飲料水を供給するための応急給水は、本計画の定めるところによる。

1 実施責任者

応急給水は、町長（担当 水道対策部給水班）が実施する。給水班員は、相互連絡を密にし、浄水の確保と給水に万全を期するものとする。（救助法が適用され、知事の委任を受けた場合も同様とする。）

2 給水の方法

水道対策部給水班は、留萌保健所の指示に基づき関係機関に協力を求め、被災地域への給水を行う。

水道施設に被害のない場合

消防タンク車によって、上水道の水を給水する。

水道施設のうち給配水管のみに被害のあった場合

被災地域は直ちに断水し、関係町民に被害状況を周知徹底させ、消防タンク車、給水用資器材により搬送給水する。

水源井を含む水道施設全部が被災した場合

ア 近隣市町村に要請して飲料水の提供を受ける。

イ 湧水、表流水をろ水器によりろ水し、消毒薬（次亜塩素酸ナトリウム等）で滅菌処理して給水する。

ウ 搬送給水は、消防タンク車・トラックによるほか、必要に応じ自衛隊の出動要請を得て行う。

3 給水施設の応急復旧

緊急を要するものを優先的に実施するとともに、共同で使用できる大口径の給水栓又は消火栓を適当な間隔に取り付け、被災者に飲料水を供給する。

4 費用及び期間

救助法の定めに基づいて行うものとする。

第 8 節 上水道施設対策計画

災害時の上水道の応急復旧対策は、本計画の定めるところによる。

1 応急復旧

大規模災害等により長期間断水となることは、生活の維持に重大な支障が生ずるものである。このため、災害に際しては次の対策を講じて速やかに応急復旧し、住民に対する水道水の供給に努める。

施設の点検、被害状況の把握及び復旧計画の策定

本章第 6 節「給水計画」を準用する。

要員及び資材等の確保等復旧体制の確立

本章第 6 節「給水計画」を準用する。

被害状況による他市町村等への支援要請

本章第 6 節「給水計画」を準用する。

2 広報活動

災害により、水道施設に被害が生じた場合は、その被害状況及び復旧見込み等について広報を実施し、住民の不安解消を図るとともに、応急復旧までの対応についての周知を図る。

水道施設の被害状況及び復旧見込み

臨時給水拠点の場所及び応急給水見込み

水質についての注意事項

第 9 節 医療及び救護計画

被害のため地域の医療機関の機能が失われ、又は著しく不足し若しくは医療機関が混乱した場合における医療及び助産の実施は、本計画の定めるところによる。

1 実施責任者

救助法が適用された場合における医療、救護は町長が知事の委任により実施する。

救助法が適用されない場合及び知事に要請した救護班が現地に到着するまでの間の医療、救護は町長が実施する。（担当 救護・保健対策部救護施設班）

上記 及び については、羽幌三師会と緊密な連絡協議のもとに実施するものとする。

2 医療及び助産の対象者並びにその把握

対象者

医療及び救護の対象者は、医療を必要とする状態にあるにもかかわらず、災害のために医療の途を失った者及び災害の発生日前後 7 日以内の分べん者で、災害のため救護の途を失った者

対象者の把握

対象者の把握は、所管の如何を問わず、町内会長等を通じてできる限り正確かつ迅速に把握し本部長に通知するものとする。通知を受けた本部長は、直ちに救護に関し医療、助産師等の派遣要請、救護所の開設、患者の救急輸送、通信連絡の確保、医療資器材の確保、手配等必要な措置を講ずるよう関係部班に指示する。

3 応急救護所の設置

応急救護所は、町内各医療機関を原則とするが、災害の状況により、学校、体育館等公共施設を利用する。

4 医薬品等の確保

医療、救護に必要な医薬品及び衛生機材は、救急医療班常備以外の確保について、町内で調達できない場合は、災害の状況等により隣接町村長及び留萌支庁長を経由して知事に対して、調達を要請する。

5 患者の移送

患者の移送は、現地での応急処置ののち、最寄りの病院に移送するものとする。

6 関係機関の応援

町長は、災害規模に応じ、留萌支庁長を経由して知事に対して、次の関係機関の応援要請を行う。

医療班の支援（道立病院）

患者の移送（自衛隊）

7 費用及び期間

救助法の定めに準じて行うものとする。

7 医療機関等の状況

医療機関名	所在地	電話番号	主な診療科目
北海道立羽幌病院	栄町94	2 -1276	内・小児・外
北海道立天売診療所	大字天売字和浦	01648- 3 -5030	内
北海道立焼尻診療所	大字焼尻字東浜	01648- 2 -3225	内
加藤病院	南 6 条 5 丁目	2 -1005	内・胃腸
蓑谷外科医院	南 4 条 1 丁目	2 -2034	内・外

## 第10節 防疫計画

災害発生に際し、飲食物の腐敗、飲料水の汚染等により必然的に発生するものとされている感染症に対する消毒、検病調査及び健康診断等の防疫は、本計画の定めるところによる。

### 1 実施責任者

被災地の防疫は、町長が知事の指導事項に基づき実施するものとする。

（担当 救護・保健対策部保健衛生班）

災害による被害が甚大で、町長のみで防疫の実施が不可能又は困難なときは留萌支庁長を経由して知事に応援を求め実施するものとする。

### 2 防疫作業班の編成

被災地における防疫活動を迅速的確に実施するため、防疫作業班を編成する。

防疫作業班はおおむね衛生技術者1名、事務職員1名、作業員2～3名をもって1班とする。

### 3 防疫の種別及び方法

消毒及び方法（防疫作業班が実施）

町長は、感染症予防法第27条第2項に基づく知事の指示があったときは、感染症予防法施行規則第14条及び平成11年3月31日、健医感発第51号「一類感染症、二類感染症、三類感染症の消毒・滅菌に関する手引きについて」の規定に基づき薬剤の所要量を確保し、速やかに消毒を実施するものとする。なお、知事の指示がない場合でも町長が必要と認めた場合は、上記の措置に準じて実施するものとする。

家屋等の消毒及び方法（各家庭への指導）

ア 汚染された台所、炊事場などを中心に、ク레ゾール水などを用いて拭き拭き、床下には湿潤の程度に応じ、所要の石灰を散布するよう指導する。なお、石灰は無料散布するものとする。

イ 便所は、石灰酸水等をもって拭浄するか散布し、便槽は苛性石灰末等を十分かくはんさせ投入し、できれば 1 週間以上放置したのち処理する。

検病及び検水調査並びに健康診断

避難所、浸水地域等感染症の発生が予想される危険区域については、保健所の協力により検病及び検水調査並びに健康診断を浸水地域等については通常 2 日に 1 回以上、集団避難所においては、少なくとも 1 日 1 回以上実施し、感染症の予防の措置を講ずるものとする。

臨時予防接種

災害の状況により、被災地における感染症の発生を予防するため、必要に応じ保健所の指導により、種類、対象、期間を定めて臨時予防接種を行うものとする。

4 患者等に対する措置

感染症患者又は病源保有者が発生したときは、速やかに隔離収容の処置をとるものとする。また隔離病舎に収容することが困難な場合は、保健所長と協議のうえ適当な場所に臨時の隔離施設を設けて収容するものとする。

名 称	所 在	収容能力	電 話 番 号
留萌市立病院	留萌市東雲町 2 丁目	ベッド数 4 床	0164 - 43 - 0337

5 防疫用資機材の調達

防疫を行うにあたり、町が所有する消毒機等の防疫用資機材が不足した場合は、保健所又は近隣町村等より借用するものとする。

6 家畜、畜舎の防疫

被災地における家畜は、畜舎、たい肥場等から発生する病原菌により汚染され、感染症が集団的に発生するおそれがあるので、危険地区、準危険地区、一般地区等に区分して消毒を実施する。

7 避難所の防疫指導

町長は、避難所等の応急施設について、次により防疫指導等を実施するものとする。

ア 検病調査等

避難者にたいしては、少なくとも1日1回検病調査を実施するものとし、調査の結果必要が生じたときは、検便等による健康診断をうけさせるものとする。

イ 消毒

避難者に衣服等の日光消毒を行うよう指導するとともに、家屋内で必要があるときはクレゾール等による消毒、ノミ等の発生防止のための薬剤散布を行い、便所、炊事場、洗濯場等を消毒するほか、クレゾール石けん液を適当な場所に配置し、床下は所要の石灰を散布、手洗いの励行などについて十分指導徹底させるものとする。

ウ 集団給食

給食従事者は、原則として健康診断を終了した者をもってあて、できるだけ専従させるものとする。また、配膳等の衛生保持及び残廃物、ちゅう芥等の衛生的処理についても、十分指導徹底させるものとする。

エ 飲料水の管理

飲料水については、水質検査を実施するとともに、使用の都度消毒させるものとする。

### 第11節 清掃計画

災害時における塵芥の収集、し尿の汲取り及び死亡獣畜の処理等の清掃業務については、この計画の定めるところによる。

#### 1 実施責任者

##### 塵芥の収集及びし尿処理

ア 災害地における清掃は、地域住民の協力を得て、町長が実施するものとする。  
(担当 生活環境対策部環境班及び農政対策部農政班)

町長は、災害による被害甚大で、町のみで処理することが困難な場合は、隣接市町村又は留萌支庁長を經由して知事に応援を求め実施するものとする。

#### 2 清掃作業班の編成等

必要に応じ清掃作業を効果的に実施するため、ごみ処理班及びし尿処理班を編成し、処理に当たるものとする。

作業に当たっては、速やかに被災地の現状把握を行い、収集計画を樹立し、出動体制を整えるものとする。

必要に応じて空地等を利用し、ごみ集積地を設けるとともに避難所等については、臨時的にごみ入れ容器を設置する。

#### 3 清掃方法

##### ごみの収集処理処分

被災地の収集に当たっては、住民に協力を要請し、食物の残廃物及び感染症の源となるものから収集するものとする。また、必要に応じ一般車両の出動を要請し、収集に万全を期するものとする。なお、処理処分は羽幌町外2町村衛生施設組合の廃棄物処理施設を使用するが、災害の状況により埋立又は一時貯蔵し、後日焼却する等環境衛生上支障のない方法で処理するものとする。

#### し尿の収集処理

被災地域の完全収集に努めるものとするが、処理能力が及ばない場合は、一時的に便槽内量の 2 ～ 3 割程度の収集を行い、各戸の便所の使用を早急に可能にするとともに、災害の状況により野外に仮設便所を設置するものとする。なお、処理は羽幌町外 2 町村衛生施設組合のし尿処理施設を使用して完全処理に努めるものとするが、災害の状況により不可能な場合は、一時貯留して後日処理するものとする。

#### 4 死亡獣畜の処理

死亡獣畜の処理は所有者が行うものであるが、所有者が判明しないとき又は所有者が実施することが困難なときは、町長が実施するものとする。この場合、保健所の指導のもとに、移動できるものは埋却等の方法で処理し、移動できないものについては、保健所長の許可を得て臨機の措置を講ずるものとする。なお、埋却する場合は、1 m 以上覆土するものとする。

#### 5 野外仮設共同便所の設置

便所が倒壊、溢水等の被害を受けた場合、必要に応じ野外に共同便所を設置するものとする。共同便所は、必要箇所に最小限度の仮設便所を設ける。この場合恒久対策の障害にならぬよう配慮するものとする。

### 第12節 交通応急対策計画

災害時の交通の混乱を防止し、被災者の輸送応急対策に必要な機材、物資の輸送路の確保を図るため、必要に応じ次の措置をとるものとする。

#### 1 交通応急対策の実施

町が管理している道路で災害が発生した場合は、道路の啓開に努めるとともに、道路構造の保全と交通の危険を防止するため必要と認めるときは、その通行を禁止し、又は制限するとともに迂回路等を的確に指示し、関係機関との連絡を密にし、交通の確保に努める。

消防吏員は、警察官がその場にはいない場合に限り、通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障があると認められるときは、当該車両その他の物件の占有者、管理者に対し、当該車両その他の物件の移動等の措置をとることを命ずることができる。

消防吏員は、 による措置を命ぜられた者が当該措置をとらないとき又はその命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命ずることができないときは、自らその措置をとることができる。

この場合において、当該措置をとるためやむを得ない限度において車両その他の物件を破損することができる。

#### 2 道路の交通規制

##### 道路交通網の把握

災害が発生した場合、道路管理者及び所轄警察署長は、相互に綿密な連携を図るとともに、関係機関の協力を得て、次の事項を中心に被災地内の道路及び交通の状況について、その実態を把握する。

- ア 損壊し、又は通行不能となった道路名及び区間
- イ 迂回路を設定し得る場合はその路線名、分岐点及び合流点
- エ 緊急に通行の禁止又は制限を実施する必要の有無

交通規制の実施

- ア 羽幌警察署長は、その管轄区域内の道路が災害による決壊等で危険な状態が発生し、又は、その状況により必要があると認めるときは、道路交通法第5条第1項の規定に基づき、一時的に歩行者または車輛等の通行を禁止し、制限するものとする。
- イ 警察官は災害発生時において、緊急措置を行う必要があると認めるときは道路交通法第6条第4項の規定に基づき、一時的に歩行者または車輛等の通行を禁止し、制限するものとする。

3 道路交通確保

町長は他の道路管理者、公安委員会等と連携して、他の防災関係機関及び地域住民等の協力を得て道路交通の確保を行う。

町長は他の道路管理者と連携して、社団法人北海道建設業協会等の協力を得て、障害物の除去、応急復旧等に必要の人員、資機材等の確保に努め、道路施設の被害状況に応じた効果的な復旧を行う。

なお、この場合、緊急輸送に充てる道路を優先して行う。

路上における著しく大きな障害物等の除去について、必要に応じて、町長は道路管理者、警察機関、消防機関、自衛隊等と協力して所要の措置をとる。

4 緊急通行車両の確認

町長は、知事又は公安委員会に対し緊急通行車両の申し出をし、車両確認証明書並びに標章の交付を受ける。

緊急通行車両の通行確保のための交通規制

道公安委員会は、被災者の輸送、被災地への緊急物資の輸送等を行う緊急通行車両の通行を確保するため、必要があると認めるときは、次の処置を行う。

ア 交通が混雑し、緊急通行の円滑を阻害している状況にあるときは、区域又は道路の区間を指定して一般車両の通行を制限し、又は緊急の度合いに応じて車両別交通規制を行う。

イ 被災地への流入車両等を抑制する必要がある場合には、区域又は道路の区間を指定して、被災地周辺の警察等の協力により、また必要に応じ広域緊急援助隊の出動を要請して、周辺地域を含めた広域的な交通規制を行う。

#### 5 応急復旧

道路管理者は、災害応急対策に要する輸送を円滑に実施し得るよう道路橋梁等を速やかに復旧するよう努めるものとし、重要かつ緊急を要する場合で自己の能力では復旧が困難であるときは、他の道路管理者の応援協力を求め、なおかつ困難なときは町長は知事に対し自衛隊の派遣要請を求めるものとする。

第13節 行方不明者の捜索及び死体の収容処理並びに埋葬計画

災害によって現に行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情により既に死亡したと推定される者の捜索及び死亡者の収容処理、埋葬の実施については、本計画の定めるところによる。

1 実施責任者

町長（担当 生活環境対策部交通班及び町民対策部福祉班）

救助法適用後は、知事の委任を受けて町長が実施するが、死体の処理のうち、洗浄等の処置及び検案については、知事の委託を受けた日赤道支部が行う。救助法が適用されていない場合でも町長は警察官、消防機関、自衛隊、あるいは民間協力団体等の協力を得て実施する。

2 行方不明者の捜索

実施の方法

行方不明者の捜索は、町長が警察官及び海上保安官と協力し、消防機関及び地域住民の応援を得て捜索班を編成し必要な舟艇その他機械器具を活用して実施するものとする。

捜索要請

町において被災し、行方不明者が流失等により他市町村に漂着していると考えられる場合は、関係市町村に対し次の事項を明示して捜索を要請する。

ア 行方不明者が漂着又埋没していると思われる場所

イ 行方不明者数及び氏名、性別、年齢、容ぼう、特徴、着衣等

ウ 応援を要請する人員、器具等

3 変死体の届け出

変死体については、直ちに警察官及び海上保安官に届け出るものとし、検死後その処理に当たるものとする。

#### 4 死体の収容処理方法

##### 実施者

ア 死体の身元が判明している場合は、原則として遺族、親族に連絡のうえ引渡すものとする。

イ 災害による社会混乱のため、遺族等が死体の処理を行うことができないものについては町長が行うものとする。

##### 死体の収容処理

ア 死体の識別のため、死体の洗浄、縫合、消毒をし、また遺体の撮影により身元確認の措置をとるものとする。

##### イ 死体の一時保存

死体の身元識別のため相当の時間を必要とし、又は死亡者が多数のため短時間に埋葬出来ない場合は、死体を特定の場所（町内の寺院、公共建物又は公園等死体の収容に適当な場所）に安置し埋葬の処理をするまで保存する。

##### ウ 検案

死体について、死因その他の医学的検査を行う。

#### 5 死体の埋葬

災害の際死亡した者で町長が必要と認めた場合、応急的に死体を埋葬するものとする。埋葬に当たっては、次の点に留意する。

ア 事故死の死体については、警察機関から引継ぎを受けた後埋葬する。

イ 身元不明の死体については、警察その他関係機関に連絡してその調査に当たるものとする。

ウ 被災地以外に漂着した死体のうち身元が判明しないものの埋葬は、行旅死亡人扱いとする。

#### 6 行方不明者の搜索、死体の収容及び埋葬のための費用及び期間

救助法が適用された場合に準じて行うものとする。

第14節 障害物除去計画

水害、山崩れその他の災害によって、道路、住居又はその周辺に運ばれた土砂、木等で生活に著しい障害を及ぼしているものを除去するなど、被災者の日常生活に支障のない処置の実施については、本計画の定めるところによる。

1 実施責任者

障害物の除去は、町長が行うものとする。（担当 建設対策部建設車両班）ただし、災害救助法が適用されたときは、町長が知事の委任により行うものとする。

道路、河川その他公共施設に障害を及ぼすおそれのある場合は、道路法、河川法その他関係法令に定めるそれぞれの施設管理者がこれを行うものとする。

軌道等に障害を及ぼしているものの除去は、法令により当該施設の所有者が行うものとする。

2 障害物除去対策

災害時における障害物の除去は、次に掲げる場合に行うものとする。

住民の生命財産等を保護するため、速やかにその障害物の除去を必要とする場合  
障害物の除去が交通の安全と輸送の確保に必要な場合

障害物の除去により、河川の流れをよくし、洪水の防止と護岸等の決壊を防止するため必要とする場合

住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい障害を及ぼしている場合

その他公共的立場から除去を必要とする場合

3 障害物の除去の方法

実施責任者は、自からの応急対策器具を用い、又は状況に応じ自衛隊及び土木業者の協力、応援を得て、速やかに障害物の除去を行うものとする。

障害物の除去の方法は、原状復旧でなく応急的な除去に限るものとする。

4 障害物の保管等

工作物を保管したときは、保管を始めた日から14日間その工作物名簿を公示する。

保管した工作物等が滅失・破損するおそれのある時、その保管に不相当の費用・手数を要するときは、その工作物を売却し代金は保管する。

5 費用及び期間

救助法の定めに準じて行うものとする。

第15節 輸送計画

災害時において災害応急対策、復旧対策等の万全を期すため住民の避難、災害応急対策要員の移送及び救援、救出のための資材器具、物資の輸送（以下「災害時輸送」という。）を迅速確実に行うための方法、範囲は、本計画の定めるところによる。

1 実施責任者

災害時輸送は、町長が行うものとする。（基本法 第50条第2項）災害時輸送の統括は総務対策部連絡班が行うものとする。

2 輸送の範囲

被災者を避難させるための輸送

医療及び助産で緊急を要する者の輸送

応急対策のための必要な人員、器材の輸送

飲料水の確保と運搬給水

救援物資の輸送

その他本部が行う輸送

3 災害時輸送の方法

車両等による輸送

災害時輸送は、一次的には自機関の所有する車両、舟艇等を使用し、被災地までの距離、被害の状況等により、自機関の所有する台数では不足する場合は、他の機関に応援要請し、又は民間の車両を借上げて行う。

人力輸送

災害の状況により車両による輸送が不可能な事態が生じたときは労務供給計画の定めるところにより人力による輸送を行うものとする。

海上輸送

車両等による陸上輸送が困難な場合は、関係機関に要請して舟艇により輸送を行うものとする。

空中輸送

地上輸送の総てが不可能な事態が生じた場合、又は山間へき地緊急に輸送を必要とする場合には、道を通じ自衛隊又は北海道警察等に対し、航空機輸送の要請を行うものとする。ヘリコプタ - 発着場所は、原則的に次のとおりとする。

ヘリコプタ - 発着場所

場所	所在地	面積 ^{m²}	備考
羽幌町スポーツ公園	栄町251番地	19,700	陸上競技場
南町運動広場	南町1番地の2	12,000	
羽幌中学校グラウンド	北5条3丁目2	19,093	
羽幌小学校グラウンド	南5条5丁目1	10,682	
天売救急用ヘリコプター離着陸場	大字天売字和浦13-1	400	
焼尻救急用ヘリコプター離着陸場	大字焼尻字西浦146-1	400	

4 地震防災緊急事業計画 (羽幌港中央埠頭関連分)

緑地の造成

羽幌港環境関係整備事業として、造成する緑地は災害時の防災拠点緑地であり、離島への観光客及び漁業関係者等の一時的な避難地(ただし、津波の危険がない場合のみ)として位置付け、また、天売島、焼尻島への緊急物資の一時保管場所として確保するとともに、緊急時における救急用ヘリコプター発着用としても活用を図る。

事業名	事業の概要	整備予定年度
避難地	港湾環境関係整備事業 3,300 ^{m²}	11～16

第16節 労務供給計画

災害応急対策実施のため、町の労力だけでは十分その効果をあげることが困難な場合、必要な労務者を雇上げ災害対策の円滑な推進を図るための計画は、次のとおり定めるものとする。

1 実施責任者

町が実施する災害応急対策に必要な労務者の雇上げ及び民間団体への協力依頼については、町長（担当 総務対策部連絡班）が行う。

2 民間団体への協力要請

動員等の順序

災害応急対策の要員を確保する場合の順序として、まず奉仕団体の動員、次に地区以外の住民の協力を得るものとし、特に必要な場合に労務者の雇上げをするものとする。

動員の要請

災害対策本部の各班において奉仕団体等の労力を必要とするときは、次の事項を示し総務対策部連絡班を通じて要請するものとする。

- |              |          |
|--------------|----------|
| ア 動員を必要とする理由 | イ 作業の内容  |
| ウ 作業場所       | エ 就労予定期間 |
| オ 所要人員       | カ 集合場所   |
| キ その他参考事項    |          |

町内会等の要請先及び活動

ア 町内会等の要請先

「第 2 章 防災組織 第 3 節住民組織等の活用」による。

イ 町内会等の活動内容

町内会等の活動内容は次のとおりとし、作業の種別により適宜協力を求める。

- (ア) 避難所に収容された被災者の世話
- (イ) 被災者への炊き出し
- (ウ) 救援物資の整理、配送及び支給
- (エ) 被災者への飲料水の供給
- (オ) 被災者への医療、助産の協力
- (カ) 避難所の清掃
- (キ) 町の依頼による被害者状況調査
- (ク) その他災害応急措置の応援

3 労務者の雇上げ

活動要員等の人員が不足し、又は特殊作業のため労働力が必要なときは、労務員を雇上げするものとする。

労務者雇い上げの範囲

- ア 被災者の避難誘導のための労務者
- イ 医療、助産のための移送労務員
- ウ 被災者救出用機械、器具、資材の操作のための労務者
- エ 飲料水の運搬、器材操作、浄水用薬品の配布等のための労務者
- オ 救援物資支給のための労務者
- カ 行方不明者の捜索及び処理のための労務者

留萌公共職業安定所長への要請

町において労務員の雇上げができないときは、次の事項を明らかにして留萌公共職業安定所長に求人の申込みをするものとする。

- ア 職種別所要労務者数

イ 作業場所及び作業内容

ウ 期間及び賃金等の労働条件

エ 宿泊施設等の状況

オ その他必要事項

賃金及びその他費用負担

ア 労働者に対する費用は、その求人を行った者が負担するものとする。

イ 労働者に対する賃金は、当町における同種の業務及び同程度の技能に係る水準を基本とする。

第17節 文教対策計画

教育施設の被災、又は児童、生徒の被災により、通常の教育に支障を期したした場合の  
応急教育は、本計画の定めるところによる。

1 実施責任者

小、中学校の応急教育並びに町立文教施設の応急復旧対策は、教育委員会が行う。

救助法が適用された場合の救助は、知事の委任を受けて町長（担当 文教対策部  
学校教育班）が実施する。

学校ごとの災害発生に伴う適切な措置については、学校長が具体的な応急計画を  
立てて行うものとする。

2 応急教育対策

休校措置

ア 災害が発生し、又は発生が予想される気象条件となったときは、各学校長は教  
育委員会と協議し、必要に応じて休校処置をとるものとする。

イ 周知の方法

休校措置を登校前に決定したときは、直ちにその旨を広報車、その他確実な方  
法で各児童、生徒に徹底させる。

学校施設の確保

授業実施のため校舎等施設の確保は、災害の規模、被害の程度によって概ね次の  
方法によるものとする。

ア 校舎の一部が利用出来ない場合

特別教室、屋内体育施設等を利用し、なお不足するときは二部授業等の方法を

とる。

イ 校舎の大部分又は全部が使用不能となった場合

最寄りの学校又は公共施設を利用するものとする。

利用する施設がないときは、応急仮校舎の建設等を検討するものとする。

教育職員の確保

教育委員会は、教育職員の被災状況を把握するとともに、北海道教育委員会と緊密な連絡をとり教育職員の確保に努めるものとする。

### 3 教科書及び学用品の調達並びに支給

支給対象者

住家が全焼・全壊・流失・半焼・半壊又は床上浸水等の被害を受けた世帯の児童・生徒で教科書・学用品を滅失又はき損した者に対して支給する。

支給品名

ア 教科書

イ 文房具

ウ 通学用品

調達方法

ア 被災学校別、学年別使用教科書別にその数量を速やかに調査し、北海道教育委員会に報告するとともに、教科書供給書店に連絡して供給を受けるものとする。

また、町内の他の学校及び他の市町村に対し、使用済教科書の供与を依頼する。

イ 学用品の調達

北海道教育委員会の指示により調達する。

支給方法

教育委員会は、学校長と緊密な連絡を保ち、支給の対象となる児童、生徒を調査把握し各学校長を通じて対象者に支給する。

救助法が適用されない場合

被災の状況により、救助法が適用された場合に準じて行うものとする。

4 衛生管理対策

被災教職員・児童生徒の健康管理

災害の状況により、被災学校の教職員・児童生徒について、感染症予防接種・健康診断等を保健所に依頼して実施する。

学校がり災者収容施設として使用される場合

ア 校舎内、特に水飲場、便所は常に清潔にして消毒に万全を期すること。

イ 校舎の一部にり災者を収容して授業を継続する場合、収容場所との間をできるだけ隔離すること。

ウ 収容施設として使用が終わったときは、校舎全体の清掃及び消毒を行うとともに便槽のくみ取りを実施すること。

5 学校給食対策

給食施設が被災したときは、できるかぎり応急処理を行い、給食の継続を図るものとする。

給食用物資が被災したときは関係機関に連絡のうえ応急調達に努めるものとする。

衛生管理には特に留意し、食中毒などの事故防止に努めるものとする。

6 費用及び期間

救助法の定めに準じて行うものとする。

## 第18節 災害警備計画

災害に関する北海道警察（旭川方面羽幌警察署）の諸活動は、北海道が定める北海道地域防災計画第5章第6節「災害警備計画」によるほか、この計画の定めるところによる。

### 1 災害に関する警察の任務

警察は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、災害の発生を防御し又は災害の拡大を防止するために、住民の避難誘導及び救助、犯罪の予防、交通の規制等の応急対策を実施して住民の生命、身体及び財産を災害から保護し、災害地における社会秩序の維持にあたることを任務とする。

### 2 災害時における警備体制の確立

災害に対処する警備体制は、北海道警察旭川方面本部長が発令するものであるが、羽幌警察署長（以下「警察署長」という。）は管内の状況に応じて必要と認めるときは、発令を待つことなく必要な警備体制をとるものとする。

### 3 災害警備

#### 災害の予警報の伝達

ア 警察署長は、町等の関係機関と災害に関する予警報の伝達に関して、平素より緊密な連絡をとり、災害時の伝達に遺憾のないよう措置するものとする。

イ 警察官は、基本法第54条の規定に基づき、災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した旨の通報を受けたときは、速やかに町長に通報するとともに、警察署長に報告するものとする。

事前措置に関する事項

ア 町長が行う警察官の出動要請

町長が基本法第58条の規定に基づき、警察官の出動を求める等、応急措置の実施に必要な準備をすることを要請し、若しくは求める場合は、警察署長に対し行うものとする。

イ 警察署長は、町長からの要請により基本法第59条の規定に基づき事前措置について指示を行ったときは直ちに町長に通知するものとし、町長は当該措置の事後処理を行うものとする。

災害時における災害情報の収集

ア 警察署長は、町長その他関係機関と緊密に連絡して、災害警備活動上必要な災害に関する情報を収集するものとし、必要と認められる場合には関係機関に連絡するものとする。

イ 警察署長は、災害情報の収集及び報告の迅速な処理を図るため、災害情報収集報告責任者を指定しておくものとする。

災害時における広報

ア 警察署長が行うべき広報は、警備措置上必要な災害の状況及びその見通し並びに避難措置、犯罪予防、交通の規制その他警察措置に関する事項とする。

イ 上記広報を行うに当たっては、保有する広報器材を活用するとともに、道、町及び広報関係機関と緊密に連絡して、災害の種別、規模及び態様に応じた広報を行うように努めるものとする。

避難

ア 警察署長は、避難の指示、避難経路、避難場所及び避難先における給食等についてあらかじめ町長と協議しておくものとする。

イ 警察官が基本法第61条、又は警察官職務執行法第4条により、避難のための立退きの警告又は指示を行う場合は、町地域防災計画に定める避難先を示すものと

する。ただし、これにより難しい場合は、適宜の措置を講ずるものとする。この場合において警察署長が町長に対して通知したときは、当該避難所の借上げ、給食等は町長が行うものとする。

ウ 警察官は避難の誘導に当たっては、町、消防機関等と協力し安全な経路を選定して誘導するとともに、避難した地域については、状況の許す限り警ら、検問所の設置等を行い遺留財産の保護その他犯罪の予防に努めるものとする。

#### 救助

ア 警察署長は、町長等災害救助の責任を有する機関に協力して被災者の救出、負傷者及び疾病にかかった者の応急的救護並びに死体の検分に努めるとともに、状況により町長が行う災害活動に協力するものとする。

イ 警察署長は、災害が発生し必要があると認められる場合は、災害現場にある消防機関等と協力して、危険の監視及び警ら等を行い、また行方不明者等の発見、救出にあたるものとする。

#### 応急措置

ア 警察署長は、警察官が基本法第63条又は第64条に基づき、警戒区域の設定又は応急公用負担を行った場合は、直ちに町長に通知するものとし、当該措置の事後処理については、町長が行うものとする。

#### 災害時における通信計画

警察署長は、災害が発生し、しかも孤立が予想される地域その他必要と認められる地域に対しては、移動無線局、携帯無線機等必要な通信施設又は資材を配備するよう、道警察通信部とあらかじめ打合せを行い、災害時における通信連絡の確保を図るものとする。

#### 災害時における交通規制

ア 警察署長の行う交通規制

町内の道路について、災害による道路の損壊等危険な状態が発生し、その他状況により必要があると認められるときは、道路交通法の規定に基づき一時的に

歩行者、車両の通行を禁止又は制限するものとする。

イ 警察官の行う交通規制

災害発生時において、緊急措置を行う必要があるときは、道路交通法の規定に基づき一時的に歩行者、車両の通行を禁止し又は制限するものとする。

第19節 海難等予防及び救助計画

海上における人命及び財産を保護するために行う予防及び救助活動は、本計画の定めるところによる。

1 海難防止推進機関

留萌海上保安部、北海道運輸局留萌海運支局、留萌支庁（水産課）、（社）北海道漁船海難防止センター留萌支部、北海道指導漁業協同組合連合会留萌支所、北るもい漁業協同組合、羽幌町（農政対策部が本計画の実施を担当する。）

2 海難予防対策

海難の発生を防ぐため、関係機関と協力して、関係者の指導を行うものとする。

海事関係法令の違反の防止

海事関係法令の違反は、直接海難に結びつく場合が多いので、次の事項について船主及び船長に対し、適切な指導を行うものとする。

ア 海技従事資格者の乗船確認

イ 無線従事資格者の乗船確認

ウ 救命器具及び消火器具等の設備の確認

気象情報の常時把握

海難防止推進機関は、次により常に気象情報の把握に務め、荒天に際しては、船主及び船長に対し早期避難、避泊を図ることを指導するものとする。

ア 放送の聴取

漁業気象通報及び天気予報を聴取し、周辺海域の気象状況の把握に努めることとする。

イ 漁業無線局の放送聴取

漁業無線局の気象通報は、各出漁船に対し、最も適切にその状況を伝えるので、必ず聴取するとともに、荒天に対する海上保安部からの警告指導が出た場合は、速やかに適切な措置を講ずること。

海難防止の指導

海難防止推進機関は、法令の定めるところにより、適切な予防対策を講ずるほか、北海道漁船海難防止センタ - 留萌支部等とともに、船主及び乗組員に対し、次の事項を指導するものとする。

ア 海事関係法令等の違反防止指導

イ 船体、機関、救命設備（救命器具、信号機器、消火設備等）及び通信施設の整備

ウ 気象状況の常時把握と適正な準備体制の確立

エ 船舶乗組員の養成と資質の向上

オ 小型漁船の集団操業の励行指導及び相互救難体制の強化

カ 海難防止に対する意識の高揚

遊漁者の海難防止

遊漁者から出漁依頼を受けた船主及び船長は、自らが操業する場合と同等の出漁体制をとるものとし、過剰乗船及び荒天中での出漁等の防止を期するものとする。

関係機関、団体名連絡先

羽幌町	電 話	01646 - 2 - 1211
北るもい漁業協同組合	〃	01646 - 2 - 1291
北るもい漁業協同組合天売支所	〃	01648 - 3 - 5011
北るもい漁業協同組合焼尻支所	〃	01648 - 2 - 3411
羽幌漁業無線海岸局（漁協内）	〃	01646 - 2 - 1291
羽幌水難救難所（漁協内）	〃	01646 - 2 - 1291

天売水難救難所（漁協支所内）	＼	01648 - 3 - 5011
焼尻水難救難所（漁協支所内）	＼	01648 - 2 - 3411
留萌測候所	＼	0164 - 42 - 0418

### 3 救助対策

#### 救助実施機関

留萌海上保安部、羽幌警察署、羽幌町、北留萌消防組合消防署、北るもい漁業協同組合・同天売支所・同焼尻支所、羽幌・天売及び焼尻水難救難所

#### 救助の実施

##### ア 留萌海上保安部

（ア）海難の際の人命、積荷及び船舶の救助並びに天災地変その他救済を必要とする場合に救助を行うこと。

（イ）海上保安部以外の者で、海上において人命、積荷及び船舶の救助を行う者の監督を行うこと。

##### イ 羽幌町

町（農政対策部）は、関係機関と密接な連絡のもとに、次の業務を実施する。

（ア）遭難船を発見したときは、羽幌警察署に連絡するとともに、直ちに現場に臨み、救護措置を行うものとし、状況により留萌海上保安部の出動を要請するものとする。

（イ）救護のため必要があるときは、住民を招集し、船舶、馬車その他物件を徴用し、又は他人の所有地を使用し、救助の指揮を行うこと。

##### ウ 羽幌警察署

警察官は、救護の業務について町長を助け、町長が現場にいない場合は、町長に代わってその職務を行うこと。

エ 北るもい漁業協同組合・同天売支所・同焼尻支所

常時、所属出漁漁船の動静を把握し、海難発生時には、適切な指示を与えるとともに、関係機関に対して、速やかに通報するものとする。

オ 羽幌・天売及び焼尻水難救難所

町長から要請があった場合、又は自ら海難を認知した場合は、人命若しくは船舶を救助するものとする。

関係機関、団体名

留萌海上保安部

羽幌警察署

羽幌町

北るもい漁業協同組合・同天売支所・同焼尻支所

羽幌・天売及び焼尻水難救難所

羽幌漁業無線海岸局

4 災害広報

「第5章 災害応急対策計画 第2節 災害広報計画」の定めるところによる。

5 医療救護活動

災害時における医療救護活動については、「第6章 特殊災害対策計画 第2節 救急医療対策計画」の定めるところによる。

6 行方不明者の捜索及び死体の収容等

「第5章 災害応急対策計画 第13節 行方不明者の捜索及び死体の収容処理並びに埋葬処理計画」の定めるところによる。

7 自衛隊派遣要請

「第5章 災害応急対策計画 第21節 自衛隊派遣要請計画」の定めるところによる。

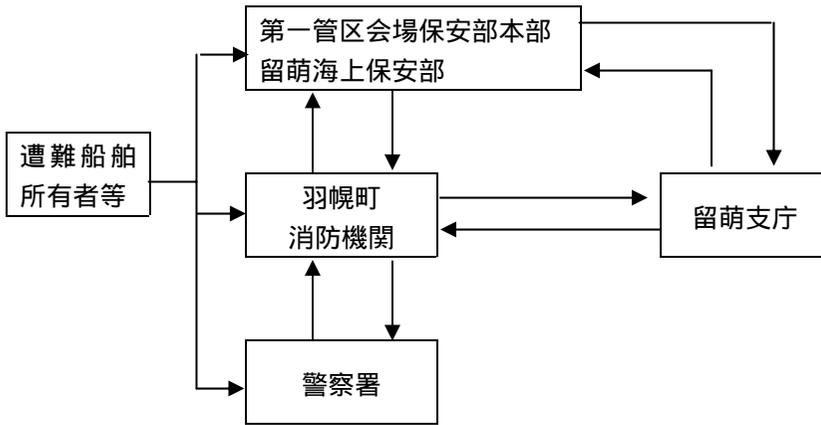
8 広域応援

町長及び消防機関の長は、海難の規模により、それぞれ単独では十分な災害応急対策を実施出来ない場合、町長は「災害時における北海道及び市町村相互の応援協定」等により、消防機関の長は「北海道広域消防相互応援協定」に基づき他の消防機関に応援を要請するとともに、必要に応じ道に対して広域航空消防応援（ヘリコプター）による応援等を要請する。

9 情報通信連絡系統

海難が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の連絡系統は次のとおりとし、各関係機関は、情報収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡し、情報の共有化、応急対策の調整等を行うものとする。

情報通信連絡系統図



#### 1.0 流出油等対策

海難事故により船舶からの油等の大量流出等による著しい海洋汚染、火災、爆発等が発生し、又はまさに発生しようとしている場合は、早期に初動体制を確立して、被害の軽減を図るため各種の予防、応急対策を実施する。

##### 災害予防

災害時の油等の大量流出等に備え、油処理剤、化学消化剤等の資機材の整備促進に努めるとともにその整備状況等について関係機関と情報を共有するものとする。

災害応急対策

前記4から9に準じ応急対策を実施する。

流出した油等の拡散防止及び回収除去活動

ア 留萌海上保安部

- (ア) 巡視船艇・航空機又は機動防除隊を現地に出動させ、流出油等の拡散及び性状の変化の状況を調査するとともに、関係機関に情報を提供する。
- (イ) 応急的な防除活動を行うとともに、航行船舶の避難誘導等船舶交通の安全確保と危険防止に必要な措置を講ずる。
- (ウ) 事故の原因者等の防除措置義務者が流出油等の拡散防止、除去等の必要な措置を行っていないと認められるときは、防除措置を行うよう命ずるとともに、被害を最小限に止めるための措置を講ずる。
- (エ) 緊急を要し、かつ、必要と認められるときは、海上災害防止センターに対し流出油防除のための必要な措置を講ずることを指示する。
- (オ) 排出油の防除に関する協議会等関係機関に対し、必要な資機材の確保及び防除措置の実施について協力を要請する。
- (カ) 油回収船による流出油の回収、船舶からの油の抜き取り、オイルフェンスの展張、油処理剤の使用等防除作業の実施に必要な事項について指導を行う。

イ 留萌開発建設部

流出油等の海岸等への漂着に対処するため、ヘリコプター等による流出油の情報収集及び関係機関への情報提供並びに必要なに応じ、本町に必要な防除資機材の応援措置を講ずるものとする。

ウ 留萌支庁

ヘリコプターにより流出油の漂流状況等の情報収集を行うとともにその情報を関係機関へ提供するものとする。

エ 羽幌警察署

(ア) 油等大量流出等の災害が発生した場合には、警察用航空機、警察船舶等を活用するとともに、沿岸における警ら活動を行い、漂着物の状況等を把握するための沿岸調査及び警戒監視活動を行うものとする。

(イ) 油等大量流出等の災害が発生した場合には、関係機関と密接に連携し、必要により地域住民等の避難誘導、立入禁止区域警戒、交通規制等を実施するとともに、関係機関が行う流出油等の防除活動への協力をを行うものとする。

その際、必要な装備資機材の迅速な調達にも、配慮するものとする。

オ 羽幌町及び消防機関の長は、油流出等の海岸等への漂着に対処するため、直ちに関係機関と協力の上、必要に応じて、流出油等の防除、環境モニタリング等必要な措置を講ずるものとする。

防除措置を実施するに当たっては、必要な資機材を迅速に調達するものとし、流出油等による被害の軽減に努めるものとする。

消防活動

ア 羽幌町・消防機関

羽幌町及び消防機関の長は、火災状況等の情報収集に努め、留萌海上保安部の消火活動に協力するものとする。

避難措置

流出油等による火災、爆発により住民の生命及び身体の安全、保護を図るため必要がある場合は、「第 5 章 災害応急対策計画 第 3 節 避難救出計画」の定めるところにより実施する。

交通規制

留萌海上保安部は、海上交通の安全を確保するため、必要に応じ海上交通の規制等を行う。

危険物関係施設管理者及び羽幌・天売及び焼尻水難救難所の協力

危険物関係施設管理者及び羽幌・天売及び焼尻水難救難所は、流出油等防災対策上関係機関から要請があった場合は、保有する諸資機材等をもって協力をするものとする。

## 第20節 林野火災予防計画

林野火災の予防を目的とした林野火災予防計画は、本計画の定めるところによる。

### 1 実施組織

林野火災の予防対策を推進するため、羽幌町林野火災予消防対策協議会を設け、構成機関相互の連絡、情報交換計画の実施及び指導等、予消防対策の円滑なる実施を図るものとする。

#### 実施機関

羽幌町、留萌北部森林管理署羽幌森林事務所、北留萌消防組合消防署、羽幌町消防団、留萌中部森林組合、羽幌町森林愛護組合連合会、留萌測候所

#### 協力機関

羽幌町森林愛護組合連合会、羽幌林産協同組合、オロロン農業協同組合、羽幌町観光協会、王子緑化株式会社、株式会社新宮商行、三井物産林業株式会社、道新羽幌支局、日刊留萌羽幌支局、羽幌タイムス社、留萌土木現業所羽幌出張所

### 2 気象情報対策

羽幌町は、留萌測候所から林野火災気象通報を受理したときは、次の系統により関係機関及び一般住民に対し伝達するものとする。

#### ア 林野火災気象通報

第 5 章 災害応急対策計画

林野火災気象通報 (留萌測候所)	説 明
一般気象情報 { 原則として週間予報に含ませ、 テレビ・ラジオにより火・金曜 日放送 }	林野火災が発生し易いから注意して下さい。
異常乾燥注意報 強風注意報	林野火災が発生し易く甚だ危険です
解 除	さきに通報した注意報は解除します

イ 伝達系統

発令された通報の伝達系統は第 3 章第 1 節の伝達系統図及び羽幌林野火災予防消防対策協議会で定めた気象情報伝達系統により行う。

3 林野火災予防対策

発生原因別対策

林野火災発生原因は殆どが人為的によるものであるため、次により対策を講ずるものとする。

ア 一般入林者対策

山菜採取、魚釣、ハイキング等の入林者に対する対策として、次の事項を啓発する。

- (ア) タバコ、たき火による失火については十分な思想の啓発をする。
- (イ) 入林しようとする者は、入林許可が必要であることを指導し、無許可入林者をなくする。
- (ウ) 危険時の入林禁止の周知を図る。

イ 林野火災危険期間(4・5・6月)中の火入は極力避けるようにし、できる限り夏期又は秋期に行うよう指導するとともに、火入対策として次の事項を定める。

- (ア) 山林内及び山林から1kmの範囲内で、たき火をする場合でも許可が必要であることを周知徹底し、無許可火入を絶滅する。
- (イ) 警報発令又は気象状況の急変の際は一切火入を中止させる。
- (ウ) 火入跡地の完全消火を図り、責任者の確認を受けさせること。
- (エ) 森林法で規制している火入以外の火入についても、特に気象状況に充分留意して行うよう指導する。

#### ウ 林内事業者対策

林内において事業を営むものは、危険期間中、次の体制をとるものとする。

- (ア) 林内事業者は、火気責任者を定め、事業区域内に巡視員を配置するものとする。
- (イ) 事業箇所に、火気責任者の指定する喫煙所並びに焚き火箇所を設け、標識及び消火設備を完備するものとする。
- (ウ) 事業箇所の火気責任者は、あらかじめ事業箇所内の連絡系統を定め、関係機関と連絡の万全を図るものとする。
- (エ) 失火することのないよう森林所有者と協議し、万全の予防措置を講ずるものとする。

#### 4 林野火災消防対策

林野火災が発生した場合には、火災を最も容易に消火し、危険物を除去して火災の拡大防止に努めるため、次の消防対策を図るものとする。

##### 組織

羽幌町林野火災消防対策本部を次のとおり定めるものとする。

- ア 羽幌町林野火災予消防対策協議会で別に定める。

##### 火災発見通報

火災を発見した場合の連絡系統は第3章第3節の災害情報連絡系統図及び羽幌町林野火災予消防対策協議会で定める林野火災発見通報系統により行う。

一般山火事予消防対策（抄本）

羽幌町林野火災予防対策協議会

1 協議会の目的

近年観光開発、道路交通網の発達、レジャ - 人口の増加等による森林利用の多用化に伴い林野火災予防思想の啓発に当たっては、山間部を対象とせず、市街地域を含めた一般住民を対象とする必要がある。

そのため、宣伝活動は総力をあげて取り組み、一般住民に浸透させ無事故を期するものとする。不幸にして発生を見た場合、被害を最小限に食い止める方策を樹立することを本協議会の目的とする。

2 山火事警防思想の普及徹底

林野火災の出火原因は、タバコやマッチ及びゴミ焼きの火の不始末によるものが多く、特に山菜取り、魚釣り等のための入林者による火災が多発傾向にある。これら入林者に対して森林所有者、又は管理者の了解なし入林はできないことなど指導し、森林の公益性についての理解を求め、予防の啓発に可能な限り努力を払い、関係機関一丸となってあらゆる機会を利用し徹底を図るものとする。

3 林野火災予防対策

気象情報の把握、注意報の周知徹底を図り注意旗の掲揚、危険地帯査察の励行、学童による協力依頼（標語、ポスタ - 等）林野近隣作業所の防火対策の確立、火気使用の安全確認、林業機械作業の機械整備点検による防火確立、広報紙、チラシ、車輛に注意旗三角旗掲揚、ステッカ - 等による注意の喚起、バスタ - ミナル、ハイキング入口、旅館にポスタ - 標語等掲示を依頼し、宣伝活動の積極的な推進を図る。危険地帯の標語等による宣伝活動推進、大山林所有者の予防対策確立、観光遊山者の火気使用指導の徹底、火入方法指導の確立、森林愛護組合における防備区域の巡視出動態勢の確立

ア 火入対策

危険期間（4月～6月）中の火入れは、極力避けるようにし、夏期又は秋期に行うよう指導する。

イ 林地内事業者対策

林地内で事業を行うものは、火気責任者を定め巡視人を配置して警戒体制をとるものとする。

4 消防対策

林野火災消防の目的は、火災を最も短時間に、最も容易に消火し拡大を防止し、被害の最小限を目的とする。発見者は直ちに、最寄りの住家通行人等に協力を求める一方、電話を利用して本部又は関係機関に連絡する。本件を町民全般に周知する通報を受けたとき、本部は状況を判断し最寄りの森林愛護組合等に指令を発する。大事に至る場合は、自衛隊の出動を要請する。

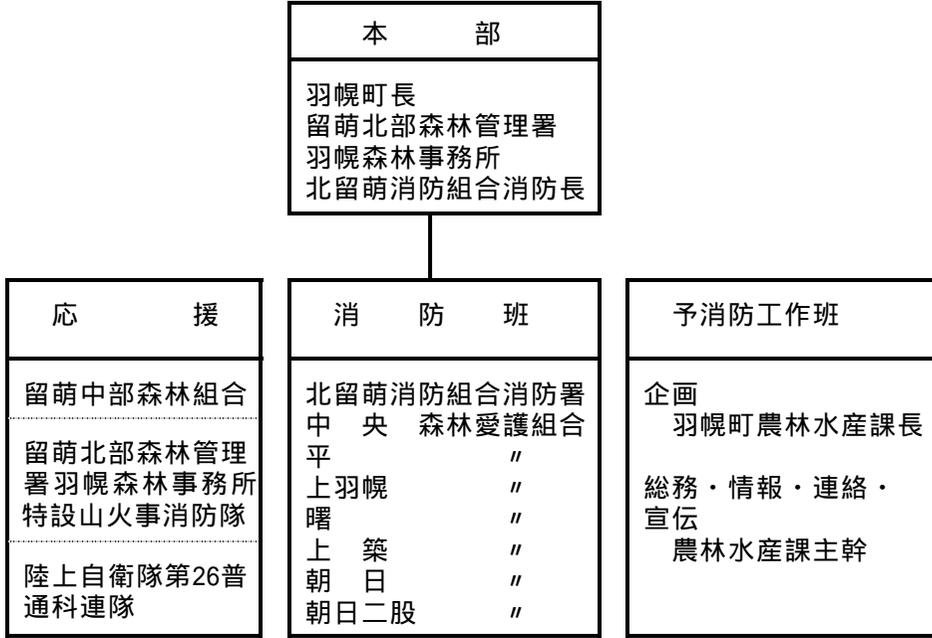
5 実施機関

羽幌町、留萌北部森林管理署羽幌森林事務所、北留萌消防組合消防署  
留萌中部森林組合

協力機関

中央森林愛護組合、平森林愛護組合、上羽幌森林愛護組合、上築森林愛護組合、朝日森林愛護組合、朝日二股森林愛護組合、王子緑化株式会社、株式会社新宮商行、三井物産林業株式会社、道新羽幌支局、日刊留萌羽幌支局、羽幌タイムス社、留萌土木現業所羽幌出張所

羽幌町山火事予消防組織図



通信・連絡・救護	羽幌町農林水産課
----------	----------

留守担当	羽幌町総務課
------	--------

第21節 自衛隊派遣要請計画

災害時における自衛隊の派遣要請については、本計画の定めるところによるものとする。

1 災害派遣要請基準

自衛隊の災害派遣要請は、人命救助及び財産の保護のため必要があると認められる場合に行うものとし、その基準は概ね次のとおりとする。

人命救助のための応援を必要とするとき。

水害等の災害の発生が予想され、緊急措置のため応援を必要とするとき。

大規模な災害が発生し、緊急措置のため応援を必要とするとき。

救助物資の輸送のため応援を必要とするとき。

主要道路の応急復旧のため応援を必要とするとき。

緊急措置のための医療、防疫、給水、通信等に応援を必要とするとき。

2 災害派遣要請の要領等

要請方法

町長は、自衛隊の災害派遣の必要があると認められるときは、次の事項を明らかにした文書（様式1）をもって北海道知事（留萌支庁長）に要請を依頼するものとする。ただし緊急を要する場合は電話等で要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

ア 災害の状況及び派遣を要請する事由

イ 派遣を必要とする期間

ウ 派遣を希望する人員、車両、航空機、船舶等の概数

エ 派遣を希望する区域及び活動内容

オ その他参考事項（作業用資材、宿舎の準備状況、現地の連絡責任者等）

担当班及び要請先

災害派遣要請は、総務対策部総務班が担当する。関係書類の提出先は、留萌支庁地域政策部地域政策課防災担当主査（電話0164 - 42 - 1511）である。

なお、自衛隊における連絡先は、陸上自衛隊第2師団第26普通科連隊（電話0164 - 42 - 2655）である。

3 災害派遣部隊の受入れ体制

受入れ準備の確立

留萌支庁長から災害派遣の通知を受けたときは、次により措置する。

ア 宿泊所等の準備

派遣部隊の宿泊所及び車両、機材等の保管場所の準備の他、受入れのために必要な措置をとる。

イ 連絡職員の指名

派遣部隊及び留萌支庁との連絡職員を指名し、連絡にあたらせる。

ウ 応援を求める作業の内容、所要人員、機材等の確保その他について計画をたて、派遣部隊の到着と同時に作業ができるよう準備する。

派遣部隊到着後の措置

ア 派遣部隊との作業計画等の協議

派遣部隊が到着したときは、目的地に誘導するとともに、責任者と応援作業計画等について協議し、調整のうえ必要な措置をとる。

イ 北海道知事（留萌支庁長）への報告

総務対策部総務班は、派遣部隊到着後及び必要に応じて、次の事項を北海道知事（留萌支庁長）に報告する。

（ア）派遣部隊の長の官職氏名

（イ）隊員数

（ウ）到着日時

(エ) 従事している作業内容及び進捗状況

(オ) その他参考となる事項

#### 4 派遣部隊の撤収要請

町長は、災害派遣の目的を達成したとき又はその必要がなくなったと認めるときは、速やかに文書様式2をもって北海道知事(留萌支庁長)に撤収の要請をするものとする。ただし、文書による報告に日時を要するときは電話等で報告し、その後文書を提出するものとする。

#### 5 経費等

次の経費は本町が負担するものとする。

- ア 資材費及び機器借上料
- イ 電話料及びその他施設費
- ウ 電気料
- エ 水道料
- オ 汲取料

その他必要経費については、自衛隊及び関係機関において協議の上定めるものとする。

派遣部隊は、関係機関又は民間から宿泊、給食の施設、設備等の提供を受けた場合には、これを利用することができる。

第5章 災害応急対策計画

---

様式1

羽 総 総 号  
年 月 日

留 萌 支 庁 長 様

羽 幌 町 長 印

自衛隊の災害派遣要請について  
このことについて、次のとおり自衛隊の派遣を要請願います。

記

- 1 災害の状況及び派遣を要請する理由
- 2 派遣を必要とする期間
- 3 派遣を希望する人員、車両、船舶、航空機、資機等の概数
- 4 派遣を希望する区域及び活動内容
- 5 派遣部隊との連絡方法、その他参考となる事項

様式2

羽 総 総 号  
年 月 日

留 萌 支 庁 長 様

羽 幌 町 長 印

自衛隊の撤収要請について  
先に要請した自衛隊の出動に対し、下記のとおり撤収願います。

記

- 1 派遣箇所
- 2 撤収日時           年   月   日       時   分
- 3 撤収理由

第22節 ボランティア受け入れ計画

災害時におけるボランティア活動が我国においても近年のいくつかの大災害における貴重な経験を通して徐々に根づいてきた。特に、本町のような人の住んでいる離島を二つも抱える過疎地においては、被災時に全国から自主的に駆けつけてくるボランティアの人々の協力活動は暖かく、心強い支援となる。「災害ボランティア」の活動が十分にその力を発揮できるように、現地の受け入れ体制及び活動の統率等について、本計画に定めるものとする。

1 受け入れ窓口

町外からのボランティアの受け入れ窓口は、町民対策部とする。

同窓口は、以下について受け入れ状況の把握と記録を行う。

- ア 団体名、所属名、出身地名、連絡先、等
- イ 責任者、リーダー名、滞在中の連絡先、連絡方法、等
- ウ 人数、性別、年齢、等
- エ 専門分野、有資格者、支援内容、活動経験、等
- オ 装備品、携行品等の内容、数量、等
- カ 滞在可能（予定）期間
- キ その他必要特記事項

2 ボランティアの町内における活動の管理、統率

受け入れ手続き終了後のボランティアの町内における活動の調整については、社会教育班が担うものとする。

あらかじめ、災害対策本部及び各避難場所等により要請のある必要活動の内容とその緊急度、優先度について把握しておく。

活動内容、場所、人数、期間、必要装備等に応じて、ボランティアの派遣先を決定、指示し、活動中の食事、宿泊先の確保、活動地への誘導、連絡等を行うとともに、派遣後はその活動状況を把握し、災害対策本部に報告する。

その他、ボランティアの活動の円滑化を図る処置を行う。なお、活動が終了したときは、次の事項を明らかにした報告書を災害対策本部に提出する。

ア 派遣先と活動内容

イ 活動人員と期間

ウ 活動の効果

エ その他、今後の参考となる事項

第23節 住宅対策計画

災害のため住宅に被害を受け、自己の資力により応急修理をすることのできない被災者に対しては、町が応急修理を実施するものとする。

なお、災害救助法が適用された場合は、知事の委任を受けて避難所の設置及び応急仮設住宅を建設する。

1 入居基準

住宅が全焼、全壊、または流失した者で、居住する住宅がなく、自らの資力をもって住宅を確保することができない者

次の順序で入居者を選定するが民生委員等の意見を参考とする。

- ア 生活保護法の被保護者並びに要保護者
- イ 特定の資産のない未亡人、母子世帯
- ウ 特定の資産のない老人、病弱者、身体障害者
- エ 特定の資産のない失業者
- オ 特定の資産のない勤労者、小企業者
- カ 上記に準ずる経済的弱者

2 災害救助法が適用された場合の応急仮設住宅の設置

設置予定場所

仮設住宅の設置場所は、原則として町公有地とするが、私有地の場合は、所有者と町の間で賃貸借契約を締結し、その場合は飲料水が得やすく、保健衛生上適当な場所とすること。

建設戸数

応急仮設住宅の必要戸数

建物の構造及び規模等

災害応急仮設住宅建築工事設計書を作成する。

建設完了予定日数及び供与期間

災害発生の日から20日以内に着工し、その供与期間は完成の日から2年以内とする。

### 3 災害救助法が適用された場合の住宅応急修理

応急修理予定戸数

必要戸数とする。

選定基準

災害によって住家が半焼、半壊し、当面の日常生活を営むことができない状態にあつて、しかも自らの資力で住宅の応急修理を実施できないものを対象とするが、その基準は、前記1の入居基準に準ずる。

1戸当たりの修理箇所の基準

日常生活に欠くことのできない部分に限る。

応急修理期間

災害発生の日から1ヶ月以内に完成する。

### 4 応急仮設住宅の建設及び応急修理

応急仮設住宅の建設及び応急修理については、建設業者及び業界団体等の協力を求めるものとする。

第24節 応急土木対策計画

災害時における公共土木施設及びその他土木施設（以下「土木施設」という。）の災害応急土木対策は、本計画に定めるところによる。

1 河川施設応急対策

被害の拡大を防止するため、水防活動を実施する。

河川管理施設、特に工事中の箇所及び危険箇所を重点的に巡視し、応急復旧を実施する。

被災箇所が背後地に甚大な被害を与えるため緊急に施行しなければならない仮締切工事又は破壊箇所が次期出水により被害が予想される箇所について、決壊防止工事を行う。

風水害による被害箇所の早期復旧のため、復旧計画を立て、従前の河川の機能を回復させ、改良復旧を含めた治水安全度の向上を図る。

（留萌土木現業所羽幌出張所）

町の水防活動を支援するため、水防に関する情報の連絡又は交換を図る。

河川管理施設、特に工事中の箇所及び危険箇所を重点的に巡視し、応急復旧を実施する。

風水害による被害箇所の早期復旧のため、復旧計画を立て、従前の河川の機能を回復させる。

堤防決壊時のような重機による水防活動が必要な場合において、民間業者との協定に基づき、業者の協力を得て応急対策業務を行う。

2 地すべり応急対策

警戒避難情報を住民に提供し、必要に応じて避難勧告、避難指示等の処置を講ずる。

地すべり被害拡大を防止するための排土・雨水浸透防止等の応急処置及び監視を行う。

(関係機関)

豪雨等に伴う二次災害を防止するため、地すべり防止施設等の被災状況を迅速かつ的確に把握し、被害を軽減するよう必要な措置を講ずる。

地すべりの移動状況、地すべり防止施設等の被災状況について、速やかに道及び関係機関に必要な情報を提供する。

### 3 土石流対策

必要に応じて、避難勧告等の措置を講ずる。

放置すれば下流又は周辺の人家等へ影響する恐れが大きいものについて、仮設防護柵等を施行する。特に二次災害の危険性の高い被災箇所については緊急に土砂対策工事を実施する。

(北海道開発局)

直轄で所掌している砂防施設の被害状況を把握し、応急対策活動又はその指導の円滑を期するための点検を行う。

豪雨等に伴う二次災害を防止するため、砂防設備等の被災状況を迅速かつ的確に把握し、被害を軽減するよう必要な措置を講ずる。

防災施設の被災状況、土石流の発生状況等について、速やかに道及び関係機関に必要な情報を提供する。

### 4 道路及び橋梁応急対策

行政区域内の道路及び橋梁の被害について、速やかに道に報告し、各関係機関と連携を図りながら、交通規制、応急復旧を行い、交通の確保に努める。

被災した道路、橋梁が唯一の交通路で緊急物資等の輸送に必要な場合、又は本復旧に長時間を要し地域社会の活動に大きな障害をもたらす場合は仮道、仮橋を設ける。

(留萌土木現業所羽幌出張所)

道路の被害状況や交通状況を速やかに把握するため、工事事務所、出張所において速やかに巡視を実施するとともに、道路情報モニター等からの情報収集に努める。

パトロール等による巡視の結果及び道路情報モニター等からの情報をもとに必要に応じて、迂回道路の選定を行い、交通規制等が必要な箇所は関係機関と調整を図り、必要な措置を講ずる。

なお、措置に当たっては、緊急輸送道路と広域輸送拠点とのアクセス道路の確保にも配慮することとし、関係する道路管理者等と連携しつつ必要な協力・支援を行う。

災害発生箇所、内容、通行規制状況、緊急輸送道路の指定状況、迂回路等の情報について、道路情報板、路側放送等により、迅速かつ的確に道路利用者に対して情報提供を行う。

パトロール等による巡視の結果等をもとに、路上の障害物の除去及び被災道路の応急復旧計画を策定し、速やかに応急復旧工事を行い、緊急輸送道路としての機能確保を最優先に行う。路上の障害物の除去及び応急復旧対策の工法は被害の状況、本復旧までの工期施行量、資機材の有無等を考慮して適切な方法を選択する。

### 5 関係団体への協力要請

町のみでは応急活動及び復旧活動が困難な場合は、各関係機関に応援を要請し応急及び交通の確保を行う。

第25節 応急飼料計画

災害に際し家畜飼料の応急対策については、本計画によるものとする。

1 応急飼料の確保

町は畜産従事者と連携を密にして、栄養回復のための飼料調達並びに給与に努めるとともに、日頃から飼料の備蓄に努める。

飼料が水没等により不足が生じたときは、農業協同組合、飼料業者等に緊急確保の手配を行う。

2 応急飼料の斡旋要請

町長は、被災農家の家畜飼料等の確保ができないときは、応急飼料、転飼別所及び再播用飼料作物種子の斡旋区分により、次の事項を明らかにした文書をもって留萌支庁長を通じ知事に応急飼料の斡旋を要請する。知事は必要に応じ北海道農政事務所地域第十一課等に応急飼料の斡旋を要請するものとする。

飼 料（再播用飼料作物種子を含む）

ア 家畜の種類及び頭羽数

イ 飼料の種類及び数量（再播用種子については、種類、品質、数量）

ウ 購入予算額

エ 農家戸数等の参考となる事項

転 飼

ア 家畜の種類及び頭数

イ 転飼希望期間

ウ 管理方法（預託、附添等）

エ 転飼予算額

オ 農家戸数等の参考となる事項

第26節 消防防災ヘリコプター活用計画

災害時における消防防災ヘリコプターの活用についての計画は、次のとおりである。

1 運航体制

消防防災ヘリコプターは、「北海道消防防災ヘリコプター運航管理要綱」及び「北海道消防防災ヘリコプター緊急運航要領」の定めるところによる。

2 応援要請

町長から知事に対する消防防災ヘリコプターの要請は、「北海道消防防災ヘリコプター応援協定」の定めるところによる。

要請の要件

町長は災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、次の各号のいずれかに該当する場合は、応援を要請する。

ア 災害が隣接する市町村に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合

イ 町の消防力等によっては災害応急対策が著しく困難な場合

ウ 天売島・焼尻島において災害が発生し、救急患者が島内の診療所では治療が困難な場合

エ その他消防防災ヘリコプターによる活動が最も有効と認められる場合

要請方法

町長から知事（防災消防課防災航空室）に対する要請は、電話により次の事項を明らかにして行うとともに、速やかにファクシミリにより消防防災ヘリコプター緊急運航伝達票（様式第1号）を提出する。ただし、救急患者の緊急搬送に係る要請については、後記4の要請手続をとる。

- ア 災害の種類
- イ 災害発生の日時及び場所並びに災害状況
- ウ 災害現場の気象状況
- エ 災害現場の最高指揮者の職・氏名及び災害現場との連絡方法
- オ 消防防災ヘリコプターの離着陸場の所在地及び地上支援体制
- カ 応援に要する資機材の品目及び数量
- キ その他必要な事項

要請先

北海道総務部危機対策室防災消防課防災航空室 TEL 011-782-3233

FAX 011-782-3234

北海道総合行政情報ネットワーク 防災航空隊主査 6-210-39-898

3 消防防災ヘリコプターの活動内容

消防防災ヘリコプターは、次に掲げる活動で、ヘリコプターの特性を十分に活用することができ、その必要性が認められる場合に運航する。

災害応急対策活動

- ア 被災状況の偵察、情報収集活動
- イ 救援物資、人員、資機材等の搬送

救急活動

傷病者、医師等の搬送

救助活動

被災者の救助・救出

火災防御活動

- ア 空中消火
- イ 消防隊員、資機材等の搬送

広域航空消防防災応援活動

その他

#### 4 救急患者の緊急搬送手続等

依頼病院からヘリコプターの出動要請を受けたとき又は生命が危険な傷病者を搬送する必要があると認められる場合は、航空室へヘリコプターの出動を要請し、その後支庁にその旨を連絡する。

なお、防災救急ヘリコプターが運航される場合にあっては、所轄警察署へその旨を連絡する。

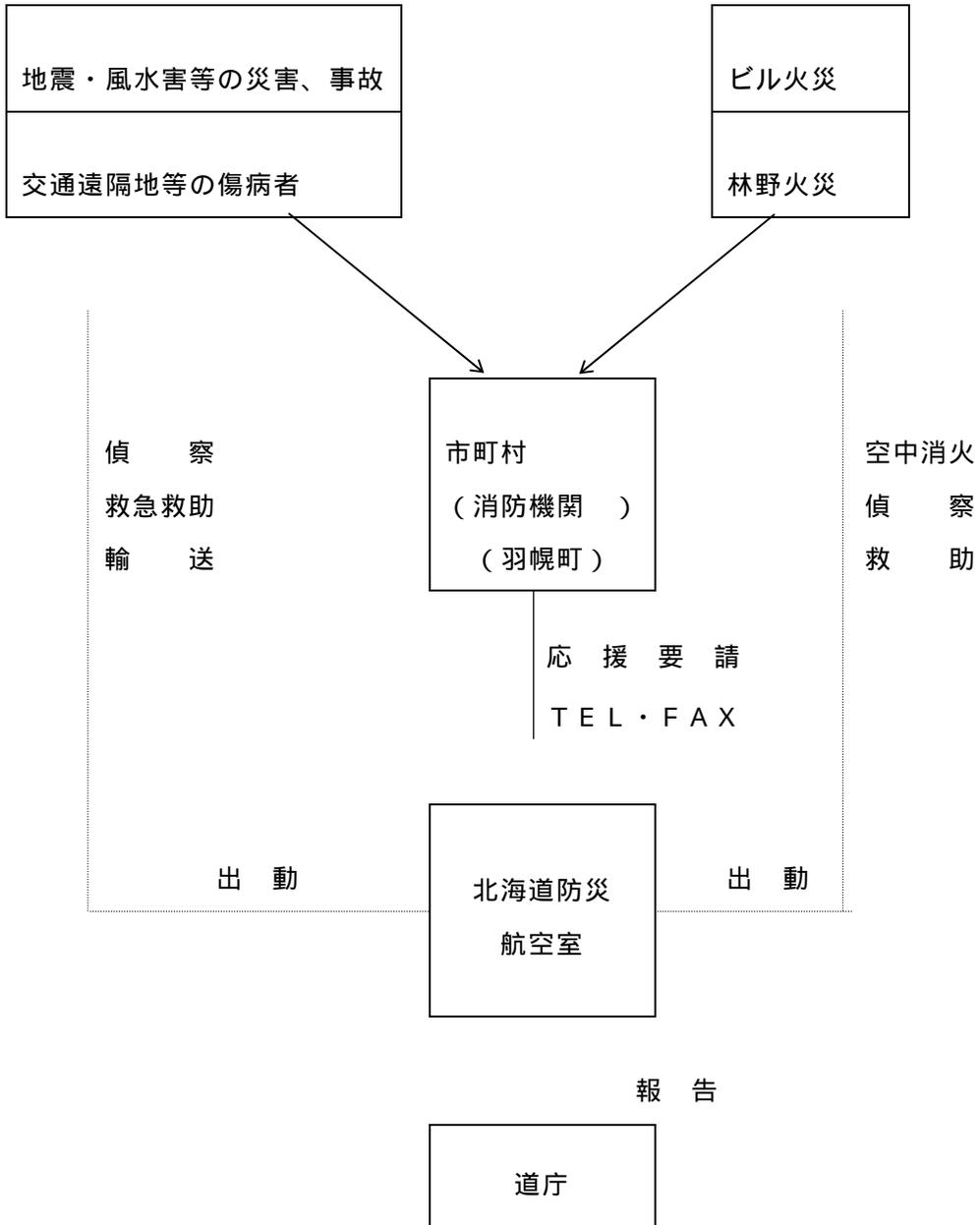
要請は電話により行うとともに、様式第 1 号によりファクシミリを使用して行う。

依頼病院等からヘリコプターの出動要請を受けた場合を除き、受入医療機関の確保を行う。

ヘリコプターの離着陸場を確保しその安全対策を講ずるとともに、救急自動車等の手配を行う。

航空室からの運航の可否・運航スケジュール等の連絡を受けた場合は、その内容を依頼病院等に連絡する。

5 消防防災ヘリコプター緊急運航要請フロー



第 5 章 災害応急対策計画

様式第 1 号 ( 第 4 条関係 ) ( 第 報 )  
 北海道消防防災ヘリコプター緊急運航伝達票

要請日時： 年 月 日 時 分

次のとおりヘリコプターの出動を要請します。

		要請機関名							
		担当者職氏名							
		連絡先		F A X					
災害の発生・派遣理由	覚 知	年 月 日 時 分							
	災害発生日時	年 月 日 時 分							
	災害発生場所								
	災害名								
	災害発生状況・措置状況								
派遣を必要とする区域				希望する活動内容					
気象の状況									
離着陸場の状況	離着陸場名								
	特記事項	(照明、H マーク、吹き流し、離着陸場周辺の状況(障害物等)ほか)							
必要とする資機材			現地での資機材確保状況						
			特記事項						
傷病者の搬送先			救急自動車等の手配状況						
他機関の応援状況	既に応援要請している機関名								
	現場付近で活動中の航空機の状況								
現地最高指揮者	(機関名)		(職・氏名)						
無線連絡方法	(周波数) H z								
その他参考となる事項									
搭乗者	所 属	職	氏 名	年 齢	所 属	職	氏 名	年 齢	備 考

## 第27節 広域応援計画

大規模災害が発生した場合において、災害応急対策を円滑に実施するための広域応援対策は、本計画の定めるところによる。

### 1 防災相互応援体制の確立

町長は、大規模災害が発生し、町単独では十分に被災者の救援等の災害応急対策を実施できない場合は、「災害時における北海道及び市町村相互の応援に関する協定」等に基づき、道及び市町村に対して応援を要請する。

他の市町村等の応援が円滑に行われるよう、日頃から災害対策上必要な資料の交換を行うほか、他の市町村等の応援の受入体制を確立しておく。

### 2 消防相互応援体制の確立

町長及び消防長は、大規模災害が発生し、単独では十分に被災者の救援等の災害応急対策を実施できない場合は、道等に応援を要請するほか、「北海道広域消防相互応援協定」に基づき他の消防機関に応援を要請する。

また、必要に応じ、道に対して広域航空消防応援（ヘリコプター）、他の都府県の緊急消防援助隊による応援等を要請するよう求める。

他の消防機関等の応援が円滑に行われるよう、日頃から災害対策上必要な資料の交換を行うほか、他の市町村等の応援の受入体制を確立しておく。

### 3 自衛隊の災害派遣要請

自衛隊の災害派遣に関する必要事項については、本章第20節「自衛隊災害派遣要請及び派遣活動計画」に定めるところによる。

第28節 職員応援派遣計画

災害応急対策又は、災害復旧対策のため必要があるときは、基本法第29条及び第30条の規定により知事又は、町長は、指定行政機関及び指定地方行政機関の長等に対し、職員の派遣の要請又は斡旋を依頼する。

1 要請手続等

職員の派遣要請をしようとするときは、町長は次の事項を明らかにした文書をもって行う。

ア 派遣を要請する理由

イ 派遣を要請する職員の職種別人員数

ウ 派遣を必要とする期間

エ 派遣される職員の給与その他の勤務条件

オ 前各号に掲げるもののほか職員の派遣について必要な事項

職員の派遣の斡旋を求めようとするときは、町長は次の事項を明らかにした文書をもって行う。なお、職員の派遣の斡旋は町長が知事に対し行うものであるが、国の職員の派遣斡旋のみでなく地方自治法第252条の17に規定する地方公共団体相互間の派遣についても含むものである。

ア 派遣の斡旋を求める理由

イ 派遣の斡旋を求める職員の職種別人員数

ウ 派遣を必要とする期間

エ 派遣される職員の給与その他の勤務条件

オ 前各号に掲げるもののほか、職員の派遣の斡旋について必要な事項

2 派遣職員の身分取扱

派遣職員の身分取扱は、原則として町及び派遣側の双方の身分を有するものとし、したがって双方の法令、条例及び規則の適用があるものとする。ただし、この場合

双方の規定に矛盾が生じた場合には、双方協議のうえ決定する。また町は、その派遣職員を定数外職員とする。

派遣職員の給与等の双方の負担区分は、指定行政機関及び指定地方行政機関の職員については、災害対策基本法第32条第2項及び同法施行令第18条の規定により、また地方公共団体の職員については地方自治法第252条の17の規定による。

派遣職員の分限及び懲戒は派遣側が行う。ただし、地方自治法第252条の17に規定する地方公共団体相互間の派遣については、双方協議のうえ決定する。

派遣職員のサービスは町の規定を適用する。

第29節 災害応急金融計画

災害により被害を受けた世帯の世帯主に対して、必要な資金を貸し付けることにより、生活の立て直し及び自立更生を図る。

1 災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく災害援護資金の貸付け

実施主体

資金の貸付けは、羽幌町が行う。

対象災害

自然災害で、町内において災害救助法による救助が行われた災害、又は道内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害であること。

貸付けの対象者

災害救助法の救助が行われた場合の被害を受けた世帯の世帯主

貸付けの対象となる被害

ア 療養期間が1か月以上で、かつ、世帯主が負傷している場合であること。

イ 住居又は家財の被害金額が当該住居又は家財の価額の概ね1/3以上の損害がある場合であること。

2 生活福祉資金貸付制度要綱に基づく災害援護資金の貸付け

実施主体

道社会福祉協議会

対象災害

自然災害と一般災害

貸付けの対象者

低所得世帯であって、災害を受けたことによる困窮から自立更生を図る必要がある者に対して貸し付けるもの。

貸付対象となる被害

災害からの立ち直りに必要な経費で家財の損害以上（損害の程度に規定なし）の被害

貸付限度額

1,500,000円以内

貸付条件

ア 据置期間 貸付けの日から 1 年以内

イ 償還期限 据置措置後 7 年以内

ウ 貸付利子 年 3 %

エ 償還方法 年賦、半年賦又は月賦による元利均等償還

3 生活安定福祉基金条例に基づく災害資金の貸付け

実施主体

道

対象災害

自然災害と一般災害

貸付けの対象者

町民税を課税されていない者（地方税法第 295 条）からなる世帯及び町長が非課税の世帯と同程度の水準と認定した世帯を貸付けの対象とする。

貸付対象となる被害

災害からの立ち直りに必要な経費で家財の損害以上（損害の程度に規定なし）の被害

貸付限度額

300,000円以内

貸付条件

- ア 据置期間 貸付けの日から 1 年以内
- イ 償還期限 4 年以内
- ウ 貸付利子 無利子
- エ 償還方法 年賦、半年賦又は月賦による元利均等償還

## 第 5 章 災害応急対策計画

### 第30節 災害救助法の適用計画

災害救助法を適用し、同法に基づき実施する応急救助活動に関する計画は、次のとおりである。

#### 1 実施責任

町長は、知事が行う応急救助活動を補助するものであるが、災害救助法第30条に基づき、災害救助法施行細則（昭和31年10月10日北海道規則第142号）により委任された職種の一部については、自らの判断と責任において、救助を実施するものとする。

#### 2 災害救助法の適用基準

災害救助法による救助は、本町において次に掲げる程度の災害が発生した場合において、当該災害にかかり現に救助を必要とするものに対し行うものとする。

適用基準			適用
被害区分	町単独の場合	被害が相当広範囲な場合（全道2,500世帯以上）	被害が全道にわたり12,000世帯以上の住家が滅失した場合等
住家滅失世帯数	30	15	<p>1 住家被害の判定基準</p> <p>滅失………全壊、全焼、流失          損壊、焼失または流失した部分の床面積が、その住家の延床面積の70%以上に達したものの、又はその住家が改築しなければ居住できない状態になったもの。          半壊、半焼………2世帯で滅失1世帯に換算          損壊または焼失した部分の床面積が、その住家の延面積の20%～70%であって、その部分の修理を行うことによって住家として使用できる程度のもの。          床上浸水………3世帯で滅失1世帯に換算          床上浸水、土砂の堆積等により、一時的に居住することができない状態となったもの。</p> <p>2 世帯の判定</p> <p>生計を一にしている実態の生活単位をいう。          寄宿舍、下宿等に宿泊するもので共同生活を営み、各個人の生計の独立性が認められないものは、その寄宿舍等の全部をもって1世帯とする。          旅館の住込女中等単身で他の家族と同居し、その者の生計の独立性が認められない場合は、当該家族と同一の世帯員とする。</p>

3 災害救助法の適用手続き

町長は、町における災害が適用基準のいずれかに該当し、または該当する見込みがある場合は、直ちにその旨を支庁長を通じ知事に報告しなければならない。

災害の事態が急迫し、知事による救助の実施を待つ暇がない場合は、町長は災害救助法の規定による救助を行い、その状況を直ちに支庁長に報告し、その後の処置について指揮を受けなければならない。

4 救助の実態

救助の実態

知事は、災害救助法適用市町村に対し、同法に基づき次に掲げるもののうち、必要と認める救助を実施するものとする。

なお、救助の実施にあたっては、町長は、委任を受けた職権について、委任の範囲内において迅速に事務を行うものとする。

ア 避難所の設置

イ 応急仮設住宅の設置

ウ 焚き出しの実施

エ 食品の給与

オ 飲料水の供給

カ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

キ 医療

ク 助産

ケ 災害にかかった者の救出

コ 住宅の応急修理

サ 学用品の給与

シ 埋葬

ス 死体の搜索

セ 死体の処理

ソ 障害物の除去

タ 輸送及び賃金職員等の雇い上げ

救助に必要とする措置

知事は、救助を行うため必要とする場合における関係者に対する従事命令、協力、命令、物資の収容、立入検査等をその緊急の限度においてそれぞれ災害救助法及び同施行令、規則並びに細則の定めにより公用令書その他所定の定めにより実施するものとし、同法第23条の2、第23条の32により行う指定行政機関の長が公用令書等によって行う職務について相互に協力しなければならない。

#### 5 災害対策基本法と災害救助法との関連

災害対策基本法の定めるところによる災害について、災害救助法が適用された場合における救助事務の取扱いについては、災害救助法の適用時期等によりその責任を明らかにしなければならない。

### 第31節 災害義援金募集（配分）計画

災害による被害者を救護するための災害義援金の募集及び配分は本計画の定めるところによる。

#### 1 義援金の募集

町は、道及び日本赤十字社北海道支部、社会福祉協議会と相互に連携を図りながら、義援金について、募集方法、送り先、募集期間等を定め、報道機関等を通じて国民への周知を図る。

#### 2 義援金の引継ぎ及び配分

寄託された義援金は配分委員会に引き継がれる。配分委員会は被災状況を考慮の上、対象者、配分内容、配分方法等配分基準を定め、町を通じ、迅速かつ適正に配分する。なお、配分に当たっては、高齢者、障害者等災害弱者に十分配慮する。

#### 3 義援金の管理

町及び道、日本赤十字社北海道支部、社会福祉協議会等関係機関は、寄託された義援金を配分委員会に寄託するまでの間、一時保管場所を確保し、紛失等のないよう適正に管理する。

配分委員会は、寄託された義援金を町を通じ被災者に配分するまでの間の一時保管場所を確保し、紛失等のないよう適正に管理する。

### 第32節 電力施設災害応急対策計画

風水害時には、風雨等により電柱の倒壊、電線の断線等が多数発生し、住民生活に多大な支障が生ずるので、迅速かつ的確な優先度を考慮した対応が必要である。このため、町は、北海道電力㈱の電力施設の防護、復旧活動に協力し、早急な電力供給の確保に努める。

#### 1 広報活動

町は、北海道電力㈱と協力し、電力施設の被害状況、復旧の見通し等について、積極的な広報活動を実施するとともに、感電事故及び漏電等による出火を防止するため、住民に対し次のような注意喚起を行う。

垂れ下がった電線には絶対触らないこと。

浸水家屋については、屋内配線、電気器具等の使用について危険な場合が考えられるので、絶縁測定などで安全を確認のうえ使用すること。

外へ避難するときは、安全器又はブレーカーを必ず切ること。

#### 2 応急対策

町は、北海道電力㈱が行う次の対策に協力する。

災害の発生が予想される場合又は災害が発生した場合は、停電による社会不安の除去のため、電力施設被害状況についての広報を行うとともに、公衆感電事故、電気火災を防止するため広報活動を行う。広報については、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて行うほか、広報車等により直接当該地域へ周知する。

## 第5章 災害応急対策計画

---

夜間、休日に災害発生のおそれがある場合、あらかじめ定められた各対策要員は、気象、地象情報その他の情報に留意し、防災体制の発令に備える。また、防災体制が発令された場合は対策要員は速やかに所属する対策組織に出動する。

予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達を必要とする資材は現地調達、対策組織相互の流用、他電力会社等からの融通のいずれかの方法により可及的速やかに確保する。

また、資機材の輸送は、原則としてあらかじめ要請した請負会社の車両・船艇・ヘリコプター等をはじめその他実施可能な運搬手段により行う。

電力の需要の実態に鑑み、災害時においても原則として供給を継続するが、警察・消防機関等から要請があった場合等には、対策組織の長は送電停止等適切な危険予防措置を講ずる。

供給に支障を生じた場合は極力早期復旧に努めるが、被害が広範囲に及んだ場合は、災害の復旧、民生の安定に影響の大きい、病院、交通、通信、報道機関、水道、官公庁等の公共機関、避難所、その他重要施設への供給回線を優先的に復旧を進める。

### 第33節 ガス施設災害応急対策計画

風水害時には、プロパンガスの埋没や流出等の被害が予想され、供給停止による住民生活への支障が予想される。更に、ガス漏れ等のガス災害からの避難等も予想される。

このため、町は、北海道エルピーガス協会による応急対策に協力し、ガス災害から住民を保護する。

#### 1 協力体制の確立

災害によりガス施設に被害が発生した場合は、二次災害の発生を防止するため、北海道エルピーガス協会に対する協力体制を確立する。

#### 2 広報活動

ガス施設の被害状況、復旧の見通し等について、積極的な広報活動を実施するとともに、供給再開時の事故を防止するため、住民に対し次の事項を十分周知する。

あらかじめ通知する管内検査及び点火試験の当日は、なるべく在宅すること。  
不在の場合は、前もって営業所に連絡すること。

点火試験に合格するまでは、ガス器具を使用しないこと。

使用後に異常を発見した場合は、直ちに使用を中止し、バルブを閉めた後、営業所及び消防署に連絡すること。

### 第34節 電気通信施設災害応急対策計画

風水害時には、風雨等により電柱の倒壊、電線の断線等が多数発生し、住民生活はもちろん、特に初動期の防災関係機関の情報収集・伝達等に多大な支障が生ずる。

また、災害時における通信の途絶は、情報の不足からパニック発生の恐れを生ずるなど、社会的影響が大きい。

このため、町は、東日本電信電話(株)による応急対策に協力するとともに、早急な通信の確保に努める。

#### 1 応急対策

町は、東日本電信電話(株)が行う、次の対策に協力する。

緊急通話、重要通話の確保

ア 被災地の通信確保を図るために治安、救援、気象、地方公共団体等機関の重要な通信回線の早期復旧を図る。

イ 災害発生時は、電話の利用がかなり多くなることから、臨時回線等を作成し、通信の確保に努める。

特設公衆電話の設置

災害発生時に、避難場所等を中心に無料特設公衆電話を設置する。

情報提供等

ア 通信の被災と普及状況をタイムリーに情報提供できるよう努める。

イ 発生時、電話がふくそうしても「被災者の安否情報の伝達」、「お見舞い情報の伝達」等を可能とするボイスメール等のシステム提供に努める。

公衆電話の停電対策

停電しても街頭公衆電話の使用が不可とならないよう対策を講ずる。